

第3期 第2回豊島区子どもの権利委員会

日時：令和4年9月7日(水)午後6時～

形式：オンライン形式（区理事者：レクチャールーム）

1 開 会

2 議 事

- ・「豊島区子ども・若者総合計画」（令和2～6年度）令和3年度実施状況
【資料編】について

3 閉会

【配布資料】

資 料 「豊島区子ども・若者総合計画」（令和2～6年度）令和3年度実施状況
【資料編】

参考資料 「豊島区子ども・若者総合計画」（令和2～6年度）令和2年度実施状況
における子どもの権利保障に関する施策の検証

豊島区子ども・若者総合計画(令和2～6年度) 令和3年度実施状況 【資料編】

目標I 「子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」部分抜粋

(注釈)

- 重点事業は薄橙色で網掛け表示
- 再掲事業は再掲している「目標・取組の方向性」の色で表示

具体的な取組			事業の概要					目標管理																																									
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状(平成30年度)(F)	※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【】内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H)	令和2年度事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)	令和2年度主管理評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度実績【】内は令和3年度目標値(H)	令和3年度事業目標に資する令和3年度の取組内容(I)	令和3年度主管理評価(J)	令和4年度以降の取組の方向性(K)	目標値(令和6年度)見直し	※重点事業の理由																										
目標1「子ども権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」 (1) 子ども権利に関する理解促進																																																	
①子どもの権利の普及啓発・情報発信	子どもの権利の普及啓発・情報発信	子どもに分りやすいリーフレットを作成するなど、対象者に合わせた手法を実施します。	重点事業	1	「子どもの権利」の理解の普及・啓発	子ども若者課	子どもの権利に関する条例の普及を図ります。	小学生用リーフレットやマンガリーフレット、妊産婦向け小冊子など、対象に合わせたわかりやすい広報資料を作成し、学校や子どもに関わる施設等に配布します。	リーフレット2種類(一・中高生)で広報を実施	リーフレット等を増やす(小学生・マンガ版、妊産婦向け小冊子等)・動画等を作成	既存のリーフレット2種類を区立小中学校に配布するとともに、新たに小学校4～6年生向けの学習用/リーフレットを作成した。	B	令和3年度以降は子どもの権利条例周知リーフレットの作成。	周知用/リーフレットの作成。	既存のリーフレット2種類を区立小中学校に配布するとともに、新たに様々なホームページ・動画・リーフレットを作成する。	令和4年度以降は新しく改訂した周知用/リーフレットを区内の小中学校に配布した後、新たな普及啓発ツールを作成する。	A	不要	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—																					
																													計画事業	2	「子ども月間」事業	子ども若者課	子どもの権利の普及啓発のために、「子ども月間」(11月)に地域や子どもに関わる施設と連携・協働して子どもがいきいき楽しく地域や子どもに関わる施設と連携・協働して子どもがいきいき楽しく様々な体験ができる機会をつくれます。青少年育成委員会などにも地区ごとに運動会や数々の子どもが地域活動に参加するイベントを行っています。	子ども月間において、子どもが様々な体験ができる機会を提供するとともに、「子ども月間」の認知度向上	継続実施	広報誌にて「子ども月間」の周知した。	B	「子ども月間」において、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、子どもたちに様々な体験ができる機会を提供する。	広報誌にて「子ども月間」の周知した。	B	「子ども月間」において、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、子どもたちに様々な体験ができる機会を提供する。また、「子ども月間」の周知のための媒体を増やす。	「子ども月間」において、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、子どもたちに様々な体験ができる機会を提供する。また、「子ども月間」の周知のための媒体を増やす。							
																													重点事業	3	「子どもの権利」に関する研修・講座の実施	子ども若者課 指導課	子どもに関わる様々な子どもの権利を学ぶ機会を提供します。	①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③区民講演会実施回数	①2回 ②3回 ③1回	①5回 ②10回 ③2回	①数値維持継続型 ②数値上昇型 ③数値維持継続型	①1回 ②0回 ③0回 ④2回	①1回 ②0回 ③5回 ④0回	職員研修は小規模で開催し、オンラインでの開催を視野に入れた上で、まずは特定時の水準に戻し、状況を鑑みて、令和6年度の目標値を目指す。	C	令和3年度以降は新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、オンラインでの開催を視野に入れた上で、まずは特定時の水準に戻し、状況を鑑みて、令和6年度の目標値を目指す。	①4回 ②1回 ③1回 ④0回	①4回 ②1回 ③1回 ④0回	C	「子ども若者課」全小・中学校の教育課程に「子ども権利」に関する内容を位置付ける。教員研修は継続して実施する。(子ども若者課)令和4年度以降は新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、オンラインでの開催を視野に入れた上で、まずは特定時の水準に戻し、状況を鑑みて、令和6年度の目標値を目指す。	「子ども若者課」全小・中学校の教育課程に「子ども権利」に関する内容を位置付ける。教員研修は継続して実施する。(子ども若者課)令和4年度以降は新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、オンラインでの開催を視野に入れた上で、まずは特定時の水準に戻し、状況を鑑みて、令和6年度の目標値を目指す。	不要	—
																													計画事業	4	学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保	子ども若者課 指導課	学校での子どもの権利の学習機会を確保します。	「子どもの権利に関する条例」の学校の活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。	①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③区民講演会実施回数	①2回 ②3回 ③1回	①5回 ②10回 ③2回	①数値維持継続型 ②数値上昇型 ③数値維持継続型	0校 【3校】	0校 【3校】	職員研修は小規模で開催し、オンラインでの開催を視野に入れた上で、まずは特定時の水準に戻し、状況を鑑みて、令和6年度の目標値を目指す。	C	講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施する。	1校 【3校】	1校 【3校】	B	子どもの権利推進委員出張講座とCAPプログラムを区立小中学校に実施し、区立小中学校にて子どもの権利推進委員出張講座を行った。	子どもの権利推進委員出張講座とCAPプログラムを区立小中学校に実施し、区立小中学校にて子どもの権利推進委員出張講座を行った。	作成したメニューを4月の校長会向け、アンケートを実施し、希望校には実施する流れを確立する。

目標3「子ども・若者に関する施設において、充実した環境を整備する」

(2) 子どもの主体性を尊重した学校環境の整備

①子どもの権利に関する学びの支援	学校において、子どもが権利を学ぶ機会を確保します。	リーフレットや子どもの権利を学ぶプログラムを活用し、学校の学びを支援します。	重点事業	4	学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保【再掲】	子ども若者課 指導課	学校での子どもの権利の学習機会を確保します。	「子どもの権利に関する条例」について、学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。	①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③区民講演会実施回数	①2回 ②3回 ③1回	①5回 ②10回 ③2回	①数値維持継続型 ②数値上昇型 ③数値維持継続型	0校 【3校】	0校 【3校】	教育委員会と連携の上、子どもの権利推進委員出張講座やCAPプログラム等の学校での子どもの権利学習プログラムの実施に向けた検討を行った。	C	講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施する。	1校 【3校】	1校 【3校】	B	子どもの権利推進委員出張講座とCAPプログラムを区立小中学校に実施し、区立小中学校にて子どもの権利推進委員出張講座を行った。	子どもの権利推進委員出張講座とCAPプログラムを区立小中学校に実施し、区立小中学校にて子どもの権利推進委員出張講座を行った。	作成したメニューを4月の校長会向け、アンケートを実施し、希望校には実施する流れを確立する。	不要	—	—

目標3「子ども・若者に関する施設において、充実した環境を整備する」

(1) 幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実

①幼児教育・保育の質の向上	幼児教育・保育施設の保育の向上を図ります。	施設職員の研修や巡回指導、施設の環境整備を行います。	計画事業	5	保育の質向上事業【再掲】	保育課	子どもの多様な体験機会の確保や保育の質向上を図ります。	企業素材等を活用した創作活動のワークショップや、子どもが様々な能力から自分を守るためのCAPプログラムを区立保育園においてモデル的に実施し、子どもの多様な体験機会の確保や保育の質向上を図ります。	①1回 ②2回 ③1回	①1回 ②2回 ③1回	①数値上昇型 ②数値維持継続型	1回 【2回】	1回 【2回】	レミダワークショップ1回 CAPプログラム2回	レミダワークショップ1回 CAPプログラム2回	コロナ禍でそれぞれ1回ずつとなったが、感染防止対策を講じながら実施した。	B	感染対策より効果的な事業内容の取立ができるよう工夫し、毎年着実に実施する。	レミダワークショップ1回 CAPプログラム2回	レミダワークショップ1回 CAPプログラム2回	B	感染対策より効果的な事業内容の取立ができるよう工夫し、毎年着実に実施する。	不要	—	—
---------------	-----------------------	----------------------------	------	---	--------------	-----	-----------------------------	---	-------------------	-------------------	--------------------	------------	------------	----------------------------	----------------------------	--------------------------------------	---	---------------------------------------	----------------------------	----------------------------	---	---------------------------------------	----	---	---

(2) 子どもの意見表明・参加の促進

①子どもの意見表明・参加の仕組みづくり	子どもが意見表明や社会参加できる機会を確保します。	意見表明や参加を促進するための事業を実施します。	重点事業	6	子どもが意見表明や社会参加できる機会を確保します。	子ども若者課	子どもの意見表明や社会参加の機会を提供します。	「子どもの権利に関する条例」に基づく「子どもが意見表明や社会参加の機会を提供します。区は子どもの意見表明を、施策に反映するよう努めます。	①参加者数 ②提案採択数	①実施に向けて検討中 ②実施に向けて検討中	①30人 ②1件	①数値上昇型 ②数値維持継続型	30人 【30人】	30人 【30人】	7月～11月にかけて6回開催を実施し、12月、区民意見表明会を開催し、区民は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のためWeb会議形式で実施した。	C	子ども会等の参加者数向上のために、区立小中学校・区内私立中学高等学校・区内立高校の児童・生徒向けに募集チラシを配布し、事業の広報・周知及び参加者数の向上に努める。また、子どもたちの意見や思いを区民の施策に反映させるよう、会議の初回に基本計画担当者からの区民や取組についての講演を実施	①16人 ②15人 ③20件 ④11件	①16人 ②15人 ③20件 ④11件	B	会議(6回、意見発表会1回)を開催し、コロナ対策を講じた上で、対面でのワークショップ形式で実施した。ファシリテーターとして、テーマに関係する部署の若手職員を参加してもらって議論を深めることができた。	区立小中学校、区内高等学校の児童・生徒向けに募集チラシを配布し、事業の広報・周知及び参加者数の向上に努める。また、子どもたちの意見や思いを区民の施策に反映させるよう、会議の初回に基本計画担当者からの区民や取組についての講演を実施	区立小中学校、区内高等学校の児童・生徒向けに募集チラシを配布し、事業の広報・周知及び参加者数の向上に努める。また、子どもたちの意見や思いを区民の施策に反映させるよう、会議の初回に基本計画担当者からの区民や取組についての講演を実施	不要	—	—																	
																											計画事業	7	子どもの参加推進事業	子ども若者課	地域の大学等と連携し、子どもの意見表明や社会参加の機会を提供します。	区内の大学等を対象に、子どもの権利に関する条例の認知度の向上を図るとともに、地域団体や大学等との連携のもと、区民や地域の子どもが主体的に意見を表明したり、社会参加、参画を推進する事業を実施します。	30人	数値維持継続型	30人 【30人】	30人 【30人】	新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、連年実施せず、12月にオンラインで実施した。	C	立教大学との連携により実施する。	立教大学との連携により実施する。	立教大学との連携により実施する。	不要	—
																											計画事業	8	利用者会議の開催	子ども若者課 放課後対策課	子どもが自分の意見を表明する機会や社会参加・参画の機会を充実させます。	子どもが自分の意見を表明する機会や社会参加・参画の機会を充実させます。	利用者会議開催回数	55回	数値上昇型	44回 【44回】	44回 【44回】	全スキャップで利用者会議を開催し、意見表明する機会や社会参加・参画の機会を充実させる。	B	利用者会議を全施設で2～3回開催し、意見表明する機会や社会参加・参画の機会を充実させる。	【中高生センター】25回 【子どもスキャップ】42回 【44回】	【中高生センター】25回 【子どもスキャップ】42回 【44回】	B

具体的な取組			事業の概要						目標管理															
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【内は当初目標値(G)】	目標値の性質(Z)	令和2年度実績【内は令和2年度目標値(H)】	令和2年度事業目標に資する令和3年度取組内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度実績【内は令和3年度目標値(H)】	事業目標に資する令和3年度取組内容(I)	主管課評価(J)	令和4年度以降の取組の方向性(K)	目標値(令和6年度)見直し	見直しの理由	※重点事業の理由(N)	
②子どもの意見表明・参加の促進	日常における子どもの意見表明や社会参加を促進します。	施設運営や地域での生活など、日常の様々な場面で子どもが意見表明や社会参加を促進します。	計画事業	9	子ども地域活動支援事業	子ども若者課	中高生が自主的に地域で活動できる機会を確保し、地域のなかで中高生センターの取り組みを知ってもらう活動に取組めます。	子どもが地域社会の大事な担い手として、おとなと一緒に地域活動に参加できるよう、委託費を連携し、地域団体等の協力を得ながら、その機会づくりと参加促進の支援等を行います。	参加者数			160人	数値維持継続型	81人【160人】	(シブヤ)東池袋)コロナ感染症の影響により、中高生が自主的な活動として地域の協力を得ながら「おとなが応援」した。【シブヤ(長崎)】また、委託費を連携し、地域団体等の協力を得ながら、その機会づくりと参加促進の支援等を行いました。	C	中高生が興味ある得意なジャンルで自主的に活動を展開できるように、シブヤ利用者の中高生自らが地域団体等の協力の下、区民ひろば等で定期的にシブヤ活動として「おとなが応援」した。【シブヤ(長崎)】また、委託費を連携し、地域団体等の協力を得ながら、その機会づくりと参加促進の支援等を行いました。	98人【160人】(61%)	コロナ感染症の影響により、中高生が自主的な活動として地域の協力を得ながら「おとなが応援」した。【シブヤ(長崎)】また、委託費を連携し、地域団体等の協力を得ながら、その機会づくりと参加促進の支援等を行いました。	C	令和4年度以降の取組の方向性(K)	不要		
			計画事業	10	青少年指導者養成事業	学習・スポーツ課	参加した子どもたちが、学校や地域で活動できるリーダーシップを身につけることができる。【シブヤ(長崎)】また、委託費を連携し、地域団体等の協力を得ながら、その機会づくりと参加促進の支援等を行います。	小学校4年生から中学生を対象に、地域青少年活動の充実、振興を図るため、キャンプを中心にリーダー養成講座を実施します。	ジュニアリーダー講習会の開催回数			10回	数値維持継続型	0回【10回】	新型コロナウイルス感染症対策のため、開催のめどは未定となっていたが、事業実施に繋がらなかった。	C	新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、事業の継続を目指す。	6回【10回】(60%)	新型コロナウイルス感染症対策のため、開催のめどは未定となっていたが、事業実施に繋がらなかった。	C	令和4年度以降の取組の方向性(K)			

(3) 子どもの居場所・活動の充実

①子どもの居場所の充実	子どもの居場所を充実します。	施設整備の検討、既存の居場所事業の内容を充実します。	重点事業	11	中高生センターの運営	子ども若者課	中高生の放課後の居場所を提供し、自主的な活動を支援します。	中高生等が音楽、スポーツ活動、友だちとの語りや情報交換などを行う場として中高生センターを運営し、自主的な活動や社会参加等も支援します。また、中高生の自身が働けず困窮している、関係諸機関と連携し、その予防や早期発見に努めています。	登録者数 延べ利用者数	①1,980人 ②26,896人	①2,000人 【②2,200人】 ②30,000人 【③32,000人】	①数値上昇型 ②数値維持継続型	①1,649人【1,800人】 ②18,762人【32,000人】	約1カ月の休場を経てSNS配信の充実及び中高生の自主的な活動を支援除障制作や「W」を推進、また問題を抱え利用者に寄り、日々のコミュニケーションから身が持つ中高生を把握し、関係機関との連携に対応している。	B	子どもの居場所・活動の充実	①1,893人【1,900人】 ②24,854人【26,000人】	コロナ禍からリアルな居場所の必要性を感じ感染症対策を講じたが、運営した。日常的な遊びから困難な状況にある中高生の早期発見を目指し、関係機関と連携・対応した。	B	引き続き子ども居場所・活動の充実を図ります。	必要	①2,000人 ②30,000人	ジャンプ東池袋大規模改装(R4年9月～R6年1月)が実施されるため
			重点事業	12	子どもスキップの運営・改良	放課後対策課	小学生の放課後の居場所を提供し、放課後児童支援員の指導のもと、安心・安全な遊びを通じて子どもの交流を図ります。	小学生の放課後の安全・安心な居場所として、区立小学校22校に、校舎内、敷地内または隣接地にて、学童クラブの機能を持たせた子どもスキップを運営しています。また、別棟施設などで利用者を増加させ、また、施設面の改善を図り、より一層安全・安心な環境を整えています。	延べ利用者数	535,760人	540,000人	数値維持継続型	302,177人【内訳】 ①学童クラブ301,787人 ②一般利用者390人【540,000人】	感染症対策のため、子どもスキップ一般利用については休止した。8月「スキップの日」として各施設2回程度、一般利用者を受け入れた。(実施外となるが、No.16校開放は通常実施。)	C	引き続き感染症対策を講じつつ、段階的に一般利用を再開していく。	412,250人 ②一般利用者3,395人【540,000人】	感染症対策を徹底し、子どもスキップ一般利用「スキップの日」実施回数を増加させ、一般利用者を受け入れた。(実施外となるが、No.16校開放は通常実施。)	B	引き続き感染症対策を講じつつ、全面再開に向けて段階的に一般利用を拡大再開していく。	不要	—	—
			計画事業	13	放課後子ども教室事業	放課後対策課	小学校の施設を活用した安全・安心な活動拠点づくりを進め、地域住民の参加協力を得て、体験・交流活動の推進に取り組めます。	区立小学校において、放課後や週末等に、地域住民の参加協力を得て、子どもを対象に学童クラブ・文化活動、交流活動等を行います。	延べ実施回数	2,000回	2,000回	数値上昇型	対面事業:212回 視聴回数:187回【191回】 対面事業:1,800回	感染症対策のため、G Suite for Educationを活用したうえで、実施回数を確保し、動画配信を実施した。	B	動画配信を継続しながら、感染症対策を徹底した対面での教室を実施する。	対面事業:395回 視聴回数:1,210回【対面事業:600回】	感染症対策を徹底した対面によるプログラム再開に向け、11月より再開した。	B	引き続き感染症対策を徹底し、対面によるプログラム数を増やしていく。	不要	—	—
			計画事業	14	子ども食堂ネットワーク	子ども若者課	子ども食堂で食事の提供だけでなく、居場所としての機能を充実させます。	地域で活動する「子ども食堂」の連絡会としま子ども食堂ネットワークへの情報提供や広報の支援を行います。子ども食堂の運営方法、運営者同士が情報交換を通じて安全に支援活動の輪を広げていきます。	登録者数	25食堂	25食堂	数値上昇型	21食堂【21食堂】	コロナ禍により子ども食堂の理解ができなかったが、配食・宅食など工夫し実施した子ども食堂がほとんどだった。子ども食堂ネットワークでは情報提供・情報共有のためネットワーク会議を実施した。	B	「子ども食堂ネットワーク」登録者数増加することで食の提供だけでなく、子ども子育て世帯の居場所を確保できる。	B	子ども食堂ネットワークの情報を提供し、情報共有を行い、居場所として充実するための研修を実施する。	25食堂【22食堂】	会食から配食・宅食に変更し継続して実施している子ども食堂がほとんどであった。子ども食堂ネットワークの情報を提供し、情報共有を行い、居場所として充実するための研修を実施した。	A	子ども食堂ネットワークの情報提供・情報共有を行い、居場所として充実するための研修を実施する。	必要

目標6「子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する」

(1) 地域の力の活用

①区長や地域団体、大学との連携・協働及び地域ネットワークの形成	子ども・若者支援に地域全体での協働のためのネットワーク形成を図ります。	地域団体や事業者間の支援ネットワークを構築し、情報提供や活動を支援します。	計画事業	14	子ども食堂ネットワーク【再掲】	子ども若者課	「しま子ども食堂ネットワーク」連絡会や情報提供を行い、安全な運営のための研修会を実施します。	地域で活動する「子ども食堂」の連絡会としま子ども食堂ネットワークへの情報提供や広報の支援を行います。子ども食堂の運営方法、運営者同士が情報交換を通じて安全に支援活動の輪を広げていきます。	①しま子ども食堂ネットワーク連絡会 ②研修会回数	①3回 ②1回	①3回 ②1回	①数値維持継続型 ②数値維持継続型	①2回【3回】 ②0回【1回】	コロナ禍のため、研修会は2回の実施となり、研修会は中止となった。	C	コロナ禍のため弁当や食料配付など、別の形で実施している子ども食堂が、引き続き連絡会または、それに代わる方法で情報提供・情報共有など行う。	連絡会及び研修会は年前実施(仮実施)と同じ内容で2回予定された。各子ども食堂の参加しやすいつり間隔に調整出来るようにした。	B	各子ども食堂の参加しやすいつり間隔に調整出来るようにした。	必要		
			重点事業	15	プレーパーク事業	子ども若者課	子どもが自由に遊ぶことができるプレーパーク(冒険遊び場)の整備を推進し、池袋本町プレーパークの他、身近な地域で冒険遊び場を整備する。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に遊ぶ、自分らしく、ゆったりと安心して遊ぶ場所としての機能も併せ持つ。	子どもが自由に遊ぶことができる多様な体験ができるプレーパーク(冒険遊び場)の整備を推進し、池袋本町プレーパークの他、身近な地域で冒険遊び場を整備する。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に遊ぶ、自分らしく、ゆったりと安心して遊ぶ場所としての機能も併せ持つ。	①参加者数 ②出展プレーパーク開催数	①31,002人 ②11回	①35,000人 ②20回	①数値上昇型 ②数値上昇型	①30,208人【32,200人】 ②10回【10回】	池袋本町プレーパークは、緊急事態宣言の影響で4月中旬から5月まで実施できなかったが、屋外で子どもが自由に遊ぶ自分らしく遊ぶ場所を提供した。出展プレーパークは、開催回数2千7回(区立)各施設18回及び2回、計10回実施した。	B	感染症対策を行いつつ、引き続き、子どもたちの自由な発想を促すための遊具や体験を提供する。外遊びが体験できる機会を増やすよう、出展プレーパークを実施する。	池袋本町プレーパークは、4/25から5/1まで緊急事態宣言の影響で実施できなかったが、年間を通じ屋外で自由に遊ぶ場所を提供した。身近な地域で冒険遊び場を整備する。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に遊ぶ、自分らしく、ゆったりと安心して遊ぶ場所としての機能も併せ持つ。	B	常設の施設池袋本町プレーパークでは年間を通して自由に遊ぶ場所を提供する。身近な地域で冒険遊び場を整備する。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に遊ぶ、自分らしく、ゆったりと安心して遊ぶ場所としての機能も併せ持つ。	不要		
②屋外遊び場の充実	子どもの遊び場の充実を図ります。	既存の取組を推進するとともに、安心安全な屋外遊び場の整備を検討します。	計画事業	16	小学校開放事業	放課後対策課	児童の身近で安全な遊び場として、小学校の校庭を開放します。	放課後や学校休業中の児童の身近で安全な遊び場として、小学校の校庭を開放します。	実施施設数(小学校22校)	22校	22校	数値維持継続型	22校【22校】	学校開放協力員を配置し、感染症対策を講じたうえで、児童の安全な遊び場として開放した。	B	継続して児童の安全な遊び場確保に寄与していく。	コロナ感染症対策を講じた上で、児童の安全な遊び場として開放した。	A	引き続き感染症対策を講じつつ、児童の安全な遊び場確保に寄与していく。	必要		

具体的な取組			事業の概要						目標管理															
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【】内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H)	令和2年度事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)	主管課評価(備)(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度実績【】内は令和3年度目標値(H)	事業目標に資する令和3年度の取組内容(I)	主管課評価(備)(J)	令和4年度以降の取組の方向性(K)	目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ	見直しの理由		
②屋外遊び場の充実	子どもの遊び場の充実を図ります。	既存の取組を推進するとともに、安心安全な屋外遊び場の整備を検討します。	計画事業	17	公園・児童遊園新設改良事業	公園緑地課	近隣の公園対し区画満足度が低い。子どもが有効活用したいと思う公園を整備していきます。	既設の区立公園・児童遊園においては、子育て世代を含めた住民ニーズ等を踏まえ、再整備を検討します。また、学校校地等を活用して地域の活動拠点となる近隣公園等を整備します。	10冊(累計)	新設・改修公園数2園/年	2園【2園】	数値維持継続型	2園【2園】	区内最大とる「しまみりの防災公園」を新設し、様々な防災機能を整備。また「しまみりパーク」を新設し、開放感のある子どもも遊びやすいオープンスペースを整備した。	A	老朽化又はコースに合わない公園を毎年一定数改修工事を進めていきます。	2園【2園】	地域的小公園である西郷橋団子児童遊園をコースに合わせた改修を行い、南長崎防犯公園では、インクルーシブ遊具遊具を設置し周辺の改修を実施しました。	B	引き続き、毎年2園の整備ペースを守り、積弊更新を図るために、地域コースに合わせた公園に併修し、積極的にインクルーシブ遊具を進めも進めていきます。				
				18	「しまみりパーク」の整備・運営	公園緑地課	園地がある子どもが安心して遊べる場の充実を図ります。	遊歩路跡地の一部を、令和2年7月から令和3年度までキッズパークとして運営します。公園内にはミニトンネルを走らせるとともにインクルーシブ遊具を整備し、子どもが安心して遊べる場になります。(令和2年度より、19月に変更)	440,000人(累計)	利用者数	70,618人【60,000人】			令和2年9月開園利用者数167,831人【イクス活用(園外保育)：2,767人】	A	園地があまりない子どもも安心して遊べる場を確保するとともに、イクス活用(園外保育)の活用を図る。	101,997人【100,000人】	利用者：100,537人【イクス活用(園外保育)：1,460人】	A	引き続きイクス活用及び園外保育の活用の推進を図るとともに、近隣小学校など連携し、インクルーシブ教育の場としての活用を行っていく。				
③活動・体験機会の充実	子どもの体験機会の充実を図ります。	子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。	重点事業	19	子どものための文化体験事業 (計画策定時は「子どものための文化体験プログラム」)	文化デザイン課 保育課	子どもたちが多様な文化芸術が体験できる機会を提供します。	区とNPO法人が協働し、次代の文化の担い手である子どもたちを対象に文化芸術に触れるワークショップ等のプログラムを展開します。	①10回、2,056人 ②7回、587人 ③1回、24人 ④22回、450人 ⑤5回、1,931人	①湧前公園実施回数、延べ参加者数 ②ワークショップ実施回数、延べ参加者数 ③保育園ワークショップ実施回数、延べ参加者数 ④子どもがや、こどもステーション実施回数、延べ参加者数	左記5つの取組について、同程度の回数及び参加人数を維持して実施する。	①数値維持継続型 ②数値維持継続型 ③数値維持継続型 ④数値維持継続型 ⑤数値維持継続型	①増穂人数 6,077人 【入場者数 2,000人】 ②3回 ③1回 【参加者数 640人】 ④1回 【参加者数 35人】 【参加者数 549人】 【参加者数 延べ500人】 ⑤2回、623人 【一部オンライン】 【延べ参加人数 2,000人】	NPO法人と協働し、未就学児向けの保育園ワークショップや夏休み期間に開催する「こどもがや」イベントを開催した。コロナウイルス感染症拡大防止のため、人数制限を設けたほか、オンライン配信も行い、オンライン配信でもできる限り子どもたちがアートに触れ合う機会を提供した。	B	引き続き左記の取組を継続し、子どもたちアート体験を提供する。またコロナをきっかけに始めたオンライン配信などは、これまで参加できなかった子どもたちや保護者にも参加する機会を提供できたため、引き続き、効果的だった部分は継続していきたい。	①0回、0人 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止【入場者数2,000人】 (0% ※人数で算出) ②8回、491人 【参加者数340人】 (83% ※人数で算出) ③5回、延べ998人 【参加者数延べ125人】 (408% ※人数で算出) ④20回、574人 【参加者数 延べ1,127人】 (127% ※人数で算出) ⑤37回、延べ540人 【一部オンライン】 【延べ参加人数 2,000人】 (27% ※人数で算出)	子ども事業においては、子どもの感染状況が拡大する懸念があり、延期・中止となることが多くなりました。しかし、申し込み段階でオンライン配信に切り替えたり、いくつかスペースを確保するなど、安心して参加しやすい環境を確保した。また、保育園ワークショップでは、コロナの影響により回数が延期になったが、感染防止のため人数制限を設け、1日に複数回に分けて実施した結果、最終的に企画実施することができた。	B	引き続き左記の取組を通じて、子どもたちアート体験を提供する。保育園ワークショップについては、実施期間が縮小しているよう、選考の順に応じる。				
				20	次世代育成事業助成	文化デザイン課	家庭や学校や園児とは別の場所でのアートや、同世代の仲間たちと一緒に楽しむ時間を過ごす中で、創造力・表現力・発想力・コミュニケーション力を磨きながら、健やかな身体と感性豊かな心を育む。	区内の子どもたちが気軽に美術や音楽、ダンスなど様々な芸術に触れ、親・祖父母と触れ合う機会を提供します。(と、未来文化財団助成事業)	6プログラム	数値上昇型	2プログラム【2プログラム】	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面でのワークショップはオンラインに切り替え、安全なワークショップを開催した。また、コロナの影響により、体験の内容を充実させた。	B	新型コロナウイルス感染症の影響が広がる中、オンラインだけでなく、対面でも行えるよう対策を強化し、安全なワークショップを開催した。また、コロナの影響により、体験の内容を充実させた。また、オンラインの良さも残し、ハイブリッド型ワークショップを構築する。		新型コロナウィルス感染症の影響が広がる中、オンラインだけでなく、対面でも行えるよう対策を強化し、安全なワークショップを開催した。また、コロナの影響により、体験の内容を充実させた。また、オンラインの良さも残し、ハイブリッド型ワークショップを構築する。	2プログラム【2プログラム】	コマ撮りアニメーション、プログラム、工作(版画・切り紙)、音楽(オンライン)、ダンス、ワークショップ、アート、ハイブリッド型ワークショップ、オンラインと現地実施ほぼ半々で10回の実施。275名が参加した。	A	感染対策を万全にしたうえで、対面でのワークショップを増やし内容を充実させていく。引き続きオンラインのみではなく、ハイブリッド型ワークショップの実施を継続していく。				
				21	アト・カル・マジカ学園	文化デザイン課	親子や家族がアート・カルチャーに触れる機会を提供します。	親子や家族がアート・カルチャーに触れる機会を提供します。	親子や家族がアート・カルチャーに触れる機会を提供します。	『東京芸術祭』の開催期間中、10日間開催	数値維持継続型	8日間 アートサポート児童館3日間【10日間】	としまおやこ小学校8日間 アートサポート児童館3日間【10日間】	B	アートサポート児童館のコンセプトを拡大展開するため、国際的芸術教育である東京芸術祭の実行委員会が事業に取組んでいく。		としまおやこ小学校8日間 アートサポート児童館3日間【合わせて10日間】	としまおやこ小学校、アートサポート児童館のコンセプトを拡大展開するため、国際的芸術教育である東京芸術祭の実行委員会が事業に取組んでいく。	A	としまおやこ小学校、アートサポート児童館のコンセプトを拡大展開するため、国際的芸術教育である東京芸術祭の実行委員会が事業に取組んでいく。				
				22	図書館おはなし会・読み聞かせ事業	図書館課	子どもの読書活動の推進のため、図書館でのおはなし会をはじめ、区立保育園・幼稚園、小・中学校などを訪問、あひだ図書館に招聘しての読み聞かせや、図書館利用の案内などを実施します。また、読み聞かせボランティア育成のための講習会を開催します。	子どもの読書活動の推進のため、図書館でのおはなし会をはじめ、区立保育園・幼稚園、小・中学校などを訪問、あひだ図書館に招聘しての読み聞かせや、図書館利用の案内などを実施します。また、読み聞かせボランティア育成のための講習会を開催します。	おはなし会等、読書会及企画の実施	年1回以上	数値維持継続型	— 【年1回以上】	— 【年1回以上】	C	継続実施する。		3回【年1回以上】	読み聞かせボランティア育成のための講習会を実施し、新たに14名を人材バンクに登録した。また、子どもの読書に関する講習会を1回開催した。	A	区政発足90周年記念事業として図書館可算等による読み聞かせイベントを実施する。				
23	生涯スポーツ推進事業	学習・スポーツ課	子どもが体を動かすことが好きになるよう各種のスポーツを体験する機会を提供するとともに、地域のスポーツ指導者を対象として、スポーツ理論や実践の講習会を行い、スポーツリーダーを育成します。	子どもが体を動かすことが好きになるよう各種のスポーツを体験する機会を提供するとともに、地域のスポーツ指導者を対象として、スポーツ理論や実践の講習会を行い、スポーツリーダーを育成します。	事業数	35事業	数値上昇型	6事業【22事業】	6事業【22事業】	C	事業の継続、充実を目指す。		13事業【22事業】	東京2020大会の開催によるスポーツ気運の高まりもあり、子どもたちがスポーツに触れる機会をより多く含むことで、心体の健全な育成につなげた。	C	スポーツ実施気運の更なる向上のため、事業の継続、充実を図っていく。								
15	プレーパーク事業(再掲)	子ども若者課	子どもたちが自由に遊べる体験ができる機会を提供します。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に遊べる場を提供し、自分らしく、ゆたかに安心して遊べる場所としての機能も併せ持っています。	子どもが自由に遊べる体験ができるプレーパーク(自然遊び場)事業を推進します。池袋本町プレーパークの他、身近な地域で同様の施設などを体験できるように、出張プレーパークを実施します。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に遊べる場を提供し、自分らしく、ゆたかに安心して遊べる場所としての機能も併せ持っています。	出張プレーパーク実施回数	20回	数値上昇型	10回【10回】	10回【10回】	B	コロナ禍であるが、身近な地域で外出の機会を提供できるように出張プレーパークを実施する。		8回【10回】	池袋本町プレーパークは、4/25から5/31まで緊急事態宣言の影響を受けなかったが、年間に通じ屋外で自由に遊べる自分らしく遊べる場所を提供した。身近な地域で同様の施設が出来る出張プレーパークを実施しているが、2年度に引き続き保育園、スナックに限定し8回実施した。	B	身近な地域での外遊びの機会として出張プレーパークを実施する。感染対策を行いながら対象施設を拡大する。								

具体的な取組			事業の概要				目標管理															
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【内は6月初の目標値(G)】	目標値の性質(Z)	令和2年度実績【内は令和2年度目標値(H)】	令和2年度実績【内は令和2年度目標値(I)】	令和3年度実績【内は令和3年度目標値(J)】	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度実績【内は令和3年度目標値(L)】	令和3年度以降の取組の方向性(K)	目標値(令和6年度)見直し ※重点事業の理由	見直しの要否	見直し後の目標値(M)	見直しの理由(N)
④学習支援の充実	学習支援が必要な子どもに学習機会を提供します。	区による補習や民間団体による無料学習支援を実施します。	重点事業	24	コミュニケーションワーカーによる子どもの学習支援	福祉総務課	子どもの学習習慣の育成を図るとともに、地域住民、ボランティア等の協力を得て、公共施設において学習支援等を行う。	コミュニケーションワーカーが関係機関や地域住民、ボランティア等の協力を得て、公共施設において学習支援等を行う。	①学習者実施回数 ②子どもの延べ参加数	①61回 ②1,112人	①65回 ②1,400人	①数値上昇型 ②数値上昇型	①6回 【64回】 ②58人 【1,370人】	①6回 【64回】 ②58人 【1,370人】	①14回 【64回】 【22%】 ②61人 【1,377人】 【4%】	B	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	不要	—	—	

目標5「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」

(1) 状況に応じた支援

④生活困窮家庭への支援	生活困窮家庭の自立を促進します。	経済的支援、就労支援、就学援助や子どもへの学習支援等を実施します。	計画事業	24	コミュニケーションワーカーによる子どもの学習支援【再掲】	福祉総務課	児童支援等の子どもの学習支援の育成を図るとともに、地域住民、ボランティア等の協力を得て、公共施設において学習支援等を行う。	児童支援等の子どもの学習支援の育成を図るとともに、地域住民、ボランティア等の協力を得て、公共施設において学習支援等を行う。	①学習者実施回数 ②子どもの延べ参加数	①65回 ②1,400人	①数値上昇型 ②数値上昇型	①6回 【64回】 ②58人 【1,370人】	①6回 【64回】 ②58人 【1,370人】	①14回 【64回】 【22%】 ②61人 【1,377人】 【4%】	B	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	不要	—	—		
④学習支援の充実	学習支援が必要な子どもに学習機会を提供します。	区による補習や民間団体による無料学習支援を実施します。	計画事業	25	しまふ未熟	指導課	コミュニティスクールを中心とした地域人材の活用により、学習支援が必要な子どもに学習機会を提供し、学力の定着や高等学校等への進学に繋げます。	様々な事情により学習習慣が身に付いていない、学習の仕方が分からない生徒の学習を支援し、学力の定着や希望する高等学校等の進学に繋がるよう支援を行います。	地域人材を活用し、希望する生徒を対象に支援を行う。	100%	100%	数値維持継続型	①6回 【64回】 ②58人 【1,370人】	①6回 【64回】 ②58人 【1,370人】	①14回 【64回】 【22%】 ②61人 【1,377人】 【4%】	B	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	不要	—	—	
			計画事業	26	小・中学校補習支援チューター事業	指導課	各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援します。	各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援するため、大学生等を補習支援チューターとして配置します。	各学校に大学生等を補習支援チューターを配置する各校	各学校に大学生等を補習支援チューターとして配置する。	100%	100%	数値維持継続型	①6回 【64回】 ②58人 【1,370人】	①6回 【64回】 ②58人 【1,370人】	①14回 【64回】 【22%】 ②61人 【1,377人】 【4%】	B	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	不要	—	—
			計画事業	27	ひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業	子育て支援課	ひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業	ひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業	ひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業	ひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業	ひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業	100%	100%	数値維持継続型	①6回 【64回】 ②58人 【1,370人】	①6回 【64回】 ②58人 【1,370人】	①14回 【64回】 【22%】 ②61人 【1,377人】 【4%】	A	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	不要	—

目標5「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」

(1) 状況に応じた支援

⑤ひとり親家庭への支援	ひとり親世帯の抱える課題の解消や生活の安定を図ります。	相談支援や経済的支援、自立に向けた支援事業などを行います。	計画事業	27	ひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業【再掲】	子育て支援課	ひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業	ひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業	ひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業	100%	100%	数値維持継続型	①6回 【64回】 ②58人 【1,370人】	①6回 【64回】 ②58人 【1,370人】	①14回 【64回】 【22%】 ②61人 【1,377人】 【4%】	A	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	不要	—	—
④学習支援の充実	学習支援が必要な子どもに学習機会を提供します。	区による補習や民間団体による無料学習支援を実施します。	計画事業	28	しまふ子ども学習支援ネットワーク【再掲】	福祉総務課	毎月1回の定例会において、子ども達の学習者における情報共有と意見交換を実施することで、効果的な支援を実施します。	地域で活動する無料学習支援団体をネットワーク化し、しまふ子ども学習支援ネットワークと連携し、情報共有と意見交換を実施することで、効果的な支援を実施します。	①定例会開催回数 ②子ども参加数	12回	12回	数値維持継続型	6回 【12回】	6回 【12回】	①1回 【2回】 ②4回 【4回】	B	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	不要	—	—

目標6「子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する」

(1) 地域の力の活用

②区長や地域団体、大学との連携、協働及び地域ネットワークの形成	子ども・若者支援に地域全体で取り組むためのネットワーク形成を図ります。	地域団体や事業者間の連携ネットワークを構築し、情報提供や活動を支援します。	計画事業	28	しまふ子ども学習支援ネットワーク【再掲】	福祉総務課	毎月1回の定例会において、子ども達の学習者における情報共有と意見交換を実施することで、効果的な支援を実施します。	地域で活動する無料学習支援団体をネットワーク化し、しまふ子ども学習支援ネットワークと連携し、情報共有と意見交換を実施することで、効果的な支援を実施します。	①定例会開催回数 ②子ども参加数	12回	12回	数値維持継続型	6回 【12回】	6回 【12回】	①1回 【2回】 ②4回 【4回】	B	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	不要	—	—
---------------------------------	-------------------------------------	---------------------------------------	------	----	----------------------	-------	--	---	---------------------	-----	-----	---------	-------------	-------------	----------------------------	---	-------------------	-------------------	----	---	---

(4) 児童虐待防止対策・いじめ防止対策

①児童虐待防止対策・いじめ防止対策	児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。	児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止、子育て力向上に向けた取り組みの推進、いじめの解決に、地域全体で連携して取り組みます。	重点事業	29	子ども虐待防止ネットワーク	子ども家庭支援センター	児童虐待の予防・防止に関するネットワークの整備を整備を図ります。	児童虐待の予防・防止に関するネットワークの整備を整備を図ります。	①虐待防止ネットワーク構築回数 ②出張調査回数	①2回 ②15回	①1回 【2回】 ②30回 【20回】	①数値維持継続型 ②数値上昇型	①1回 【2回】 ②30回 【20回】	①1回 【2回】 ②30回 【20回】	①1回 【2回】 ②4回 【4回】	B	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	不要	①不要 ②必要	①— ②40回	①— ②関係機関の間も高く、既に目標値を達成しているため
-------------------	--------------------------	--	------	----	---------------	-------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------	-------------	------------------------------	--------------------	------------------------------	------------------------------	----------------------------	---	-------------------	-------------------	----	------------	------------	---------------------------------

具体的な取組			事業の概要						目標管理															
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【】内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H)	令和2年度事業目標に資する令和2年度の取組み内容(I)	令和3年度実績【】内は令和3年度目標値(H)	令和3年度事業目標に資する令和3年度の取組み内容(J)	令和4年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度実績【】内は令和3年度目標値(H)	令和3年度事業目標に資する令和3年度の取組み内容(I)	令和4年度以降の取組の方向性(K)	目標値(令和6年度)見直し	見直しの理由		
目標5「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」																								
(1) 状況に応じた支援																								
①虐待を受けた子どもへの支援	虐待を受けた子どもへの早期発見、状況の改善を図ります。	子どもや家庭からの相談事業や子どもを保護する事業を推進します。	重点事業	29	子ども虐待防止ネットワーク事業【再掲】	子ども家庭支援センター	児童虐待の予防及び悪化の防止を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童虐待に関する関係機関相互の調整と連携を図ります。 ③マニュアル等を教材とした研修員の充実を図ります。	児童虐待等要支援家庭の改善率	52.8%	84% 【55%】	数値上昇型	54.8% 【64%】	個別ケースに関わる検討会議を年645回開催し、関係機関との必要な情報共有、役割分担しながら、虐待対応に当たった。	B	引き続き、関係機関との連携を密にし、地域のつながりの中で、虐待等要支援家庭の見守り、支援を行っていく。		45.7% 【66%】	通常の虐待対応に加え、コロナ感染に伴い、一時的に養育困難な家庭について、関係機関と連携し、子どもの教育環境が整うよう支援した。	C	児童相談所の開設に伴い、各種関係機関との連携を密にし、虐待等要支援家庭の支援を行っている。	必要	84.0%	後期基本計画の目標値と一致させるため。
①児童虐待防止対策(いじめ防止対策)	児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。	児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て方向上の取組を推進します。いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組めます。	重点事業	30	いじめ防止対策推進事業	指導課	児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの発生防止や早期発見のための取組を推進します。	①学識経験者、保護者、学校、地域、関係機関からなるいじめ問題対策委員会を開催します。 ②必要に応じ、学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会を組織します。 ③児童・生徒に対していじめ被害相談を年3回実施し、定期的な実態把握を行います。 ④心身検査を実施し、個々の行動面や心構面から分析を行うとともに、職歴に応じた教員研修を毎年実施し、いじめの早期発見に役立てます。 ※令和2年度より事業内容一部変更	①いじめの解消率 ②いじめ防止のための教員研修の実施	①小学校 93.5% 中学校 90.2% ②職歴に応じた年3回実施	①小学校 100% 中学校 100% ②職歴に応じた年3回実施	①数値維持継続型 ②数値維持継続型	①小学校 82.2% 中学校 96.8% 【100%】 ②職歴に応じた年3回実施	心身検査を区立小学校3年生～区立中学校3年生を対象に年2回実施した。学識経験者、保護者、学校、地域、関係機関からなるいじめ防止対策委員会の開催をした。 学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会の開催をした。 教員研修の実施(5回)をした。 職場体験中に「校内のケア委員会(全校)に設置、アンケートに基づき教員による全児童・生徒との面談実施(3回)をした。 ※委員会・調査・研修以外に、コロナ禍での長期休業間の対応を十分に行うことができたため。	B	学校経営や学級経営の根本として、年度当初から、全教員の共通の意識を高め、いじめを、「しない、させない、見逃さない」体制づくりを推進する。 子どもケアや家庭・地域においても、学校一一体的にいじめ対策を進める体制づくりを推進する。	①小学校 81.5% 中学校 78.1% 【100%】 ②職歴に応じた年3回実施	・心身検査を区立小学校3年生～区立中学校3年生を対象に年2回実施した。 学識経験者、保護者、学校、地域、関係機関からなるいじめ防止対策委員会の開催【年3回】をした。 ・学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会の開催【年1回】をした。 ・教員研修の実施(3回)をした。 ・校内のケア委員会を全校に設置、アンケートに基づき教員による全児童・生徒との面談実施(3回)をした。	B	学校経営や学級経営の根本として、年度当初から、全教員の共通の意識を高め、いじめを、「しない、させない、見逃さない」体制づくりを推進する。 子どもケアや家庭・地域においても、学校一一体的にいじめ対策を進める体制づくりを推進する。	不要	—	—	
①児童虐待防止対策(いじめ防止対策)	児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。	児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て方向上の取組を推進します。いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組めます。	計画事業	31	児童虐待防止の普及・啓発	子ども家庭支援センター	児童虐待に関する知識を広く周知し、地域の中で気づきから早期発見につなげます。	児童虐待防止に関する区民への理解促進を図るため、区民向け講演会や出前講座、児童虐待防止推進月間における児童虐待防止イベント活動など、普及・啓発活動を実施します。	区民講演会参加人数	85名	66名 【85名】	数値維持継続型	66名 【85名】	「子ども」の感情の育て方というテーマで、コロナ禍であるが、保育も実施し、子育て中の保護者も参加できるように配慮した。	B	引き続き、児童虐待防止に関するテーマで年1回区民向け講演会を実施し、理解促進を図る。	60名 【80名】	ズーム開催にて実施をした。区民の方からの質問などが良く出ていた。	B	令和4年度は区政90周年にて拡大実施。その後は引き続き児童虐待防止に関するテーマで年1回区民向け講演会を実施し理解促進を図る。				
①児童虐待防止対策(いじめ防止対策)	児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。	児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て方向上の取組を推進します。いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組めます。	計画事業	32	こどもは赤ちゃん事業	健康推進課	育児の不安を解消するとともに、把握された要支援の家庭に適切な支援を行い、虐待の未然防止と早期発見に努めます。	産後及び生後4か月までの乳児を対象に保健師や助産師が家庭を全戸訪問し、母子及び家族の保健指導や、子育て情報の提供を行います。	訪問率	100.0%	88.7% 【100%】	数値維持継続型	88.7% 【100%】	赤ちゃん訪問(新生児訪問及び乳幼児全戸訪問)を実施した。	B	赤ちゃん訪問を継続して実施する。	91.5% 【100%】	赤ちゃん訪問(新生児訪問及び乳幼児全戸訪問)を実施した。	B	赤ちゃん訪問を継続して実施する。				
目標2「子どもを安心して産み育てるための支援を促進する」																								
(1) 子どもや家庭への医療・健康促進																								
①妊産婦からの切れ目の支援	妊産婦から出産後まで、相談・支援体制の充実を図ります。	妊娠・出産の不安軽減や、子どもや保護者の状況に応じて切れ目のない支援を行います。	計画事業	32	こどもは赤ちゃん事業【再掲】	健康推進課	健康推進課	産後及び生後4か月までの乳児を対象に保健師や助産師が家庭を全戸訪問し、母子及び家族の保健指導や、子育て情報の提供を行います。	訪問率	100.0%	88.7% 【100%】	数値維持継続型	88.7% 【100%】	赤ちゃん訪問(新生児訪問及び乳幼児全戸訪問)を実施した。	B	赤ちゃん訪問を継続して実施する。	91.5% 【100%】	赤ちゃん訪問(新生児訪問及び乳幼児全戸訪問)を実施した。	B	赤ちゃん訪問を継続して実施する。				
①児童虐待防止対策(いじめ防止対策)	児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。	児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て方向上の取組を推進します。いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組めます。	計画事業	33	子育て訪問相談事業	子ども家庭支援センター	親子の孤立化防止のために訪問し必要な支援を提供し、児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。	支援施設に届くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスを紹介等を行います。また、子どもの1歳の日を前にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聞き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントします。	訪問件数	4,000件	3,707件 【2,600件】	数値上昇型	3,707件 【2,600件】	保護者や関係機関からの要請に応じ訪問を行い、信頼関係を築きながら、助言等を行うことができた。	A	コロナ禍でさらに孤立している家庭が増えているため、支援を提供していく。	3,960件 【3,800件】	R2年度コロナ禍の訪問の要請にできる限り対応してきており、R3年度は訪問相談担当者を増員した。	A	引き続き、関係機関との連携を密にしながら積極的に実施していく。				
目標2「子どもを安心して産み育てるための支援を促進する」																								
(2) 子育て支援サービスの充実																								
③相談支援	育児や子育てに関する悩みや不安、問題の解決を図ります。	子育て一般に関する相談や、専門的な知識を要する相談など、子育てに関わる各種相談支援に取組みます。	計画事業	33	子育て訪問相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター	保護者が適切な支援を受け子育てに取り組みやすく相談に応じます。	支援施設に届くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスの紹介等を行います。また、子どもの1歳の日を前にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聞き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントします。	訪問件数	4,000件	3,707件 【2,600件】	数値上昇型	3,707件 【2,600件】	訪問相談事業において周知徹底を図り、専門的な助言を行った。	B	昨年度同様、周知活動に努め専門知識を活用し、子育て支援に努める。	3,960件 【3,800件】	来館者数の増加に伴い、広場相談が842件増加した。	A	引き続き、1歳までの相談ができることと併し、幅広い相談に対応する。				

具体的な取組			事業の概要						目標管理														
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【】内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H)	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度実績【】内は令和3年度目標値(H)	事業目標に資する令和3年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和4年度以降の取組の方向性(K)	目標値(令和6年度)見直し	※重点事業のみ	
目標5「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」																							
(2) 相談体制の充実と情報発信																							
①相談体制の充実と情報発信	困難を有する子ども・若者やその家族の相談体制を充実するとともに、情報が必要となる方に届く。	相談しやすい体制を整えるとともに、支援に関する情報発信を実施します。	計画事業	33	子育て訪問相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター	1歳の誕生日に合わせ訪問し必要な支援を提供する。	支援施設に届くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アポイントや各種子育て支援サービスとの紹介を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントします。	パーソナル訪問件数		1,000件	数値維持継続型	917件【1,000件】	絵本のプレゼントをきっかけとし訪問し支援に必要な親子へ支援を提供した。コロナ禍のため電話でも対応した。	B	昨年度同様に、電話対応もしながら援助の必要な家庭への支援につなげる。	828件【900件】	絵本のプレゼントをきっかけとし訪問し支援に必要な親子へ支援を提供した。コロナ禍のため電話でも対応した。	B	返書の無い家庭へホスティングの取組のみ方を感染状況の変化に伴い対応する。			
①児童虐待防止対策-いじめ防止対策	児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。	児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止に子育て力向上の取組を推進します。いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。	計画事業	34	母子一休型ショートケア事業(ひとり親家庭支援事業)	子育て支援課	要支援家庭の母子守り、心身の健康回復にひとり親虐待防止を図ります。	母子守りが必要な母子等が一時的に母子生活支援施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導、家事指導等の生活支援を行います。これにより要支援家庭の養育状況の把握を容易し、母子の心身の健康回復を促すことで、児童虐待防止を図ります。	母子一休型ショートケアの延利用日数		100日	数値維持継続型	80日【100日】	保健師や子どもの権利グループからの相談が顕著な形で、要支援家庭の利用を促すため。	B	要支援家庭の発見から、母子生活支援施設の利用も含め見守りができる体制を作る。	121日【100日】	保健師や子どもの権利グループ、NPO法人等の相談が顕著な形で特定妊婦、要支援家庭の利用を促すため。	A	特定妊婦の産前産後の見まもりを含め、要支援家庭の発見から、母子生活支援施設の利用を視野に入れた体制を作る。		不要	
目標5「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」																							
(1) 状況に応じた支援																							
③ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の抱える経済的困難や生活不安定を解消する。	相談支援や経済的支援、自立に向けた支援事業などを行います。	計画事業	34	母子一休型ショートケア事業(ひとり親家庭支援事業)【再掲】	子育て支援課	母子守りが必要な母子等が一時的に母子生活支援施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導、家事指導等の生活支援を行います。これにより要支援家庭の養育状況の把握を容易し、母子の心身の健康回復を促すことで、児童虐待防止を図ります。	母子一休型ショートケアの延利用日数		100日	数値維持継続型	80日【100日】	保健師や子どもの権利グループからの相談が顕著な形で、要支援家庭の利用を促すため。	B	要支援家庭の発見から、母子生活支援施設の利用も含め見守りができる体制を作る。		121日【100日】	保健師や子どもの権利グループ、NPO法人等の相談が顕著な形で特定妊婦、要支援家庭の利用を促すため。	A	特定妊婦の産前産後の見まもりを含め、要支援家庭の発見から、母子生活支援施設の利用を視野に入れた体制を作る。		不要	
①児童虐待防止対策-いじめ防止対策	児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。	児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止に子育て力向上の取組を推進します。いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。	計画事業	35	家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)助成事業	子育て支援課	様々な理由から公的な支援の「期間」にある家庭に寄り添った地域活動を支援します。	配偶者の暴力から逃げた被害者とその子どもを一時保護し、安定した生活を送れるよう支援する。他部課と連携し女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭等の虐待防止と早期発見に努めます。	助成団体数		1団体	数値維持継続型	1団体【1団体】	事業について公募を行い、応募団体の申請内容を審査し交付決定し、当該団体のホームドクター及びコーディネーター養成等の事業費への補助を行った。また、当該事業の利用促進のため、妊娠中や産後でのグループプレイに協力した。	B	令和2年度に引き続き、募集・助成を行い、地域におけるホームスタート事業を支援する。	1団体【1団体】	助成の公募を行い、交付決定した団体におけるホームドクター養成等の事業費への補助を行った。また、当該事業の利用促進のため、妊娠中や産後でのグループプレイに協力した。	B	令和3年度に引き続き、公募・助成を行い、地域におけるホームドクター事業の定着を支援する。			
目標2「子どもを安心して産み育てるための支援を促進する」																							
(2) 子育て支援サービスの充実																							
①子育て支援サービスの充実	子育て家庭への支援を推進する。	様々な状況に応じた家庭支援、子育てに関する情報発信を実施します。	計画事業	35	家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)助成事業【再掲】	子育て支援課	様々な理由から公的な支援の「期間」にある家庭に寄り添った地域活動を支援します。	親の孤立化・虐待の未然防止を図るため、区内ホームスタート事業(某児童院のいる家庭を訪問し、他の訪問の補填、家事育児見守りの生活支援を行うボランティア活動)を行う団体に対して、活動費の助成を行います。	助成団体数		1団体	数値維持継続型	1団体【1団体】	事業について公募を行い1団体について交付決定を行った。また、その団体におけるホームドクター及びコーディネーター養成等の事業費への補助を行った。また、当該事業の利用促進のため、妊娠中や産後でのグループプレイに協力した。	B	令和2年度に引き続き、募集・助成を行い、地域におけるホームスタート事業を支援する。	1団体【1団体】	助成の公募を行い、交付決定した団体におけるホームドクター養成等の事業費への補助を行った。また、当該事業の利用促進のため、妊娠中や産後でのグループプレイに協力した。	B	令和3年度に引き続き、公募・助成を行い、地域における訪問型子育て支援事業であるホームドクター事業の定着を支援する。			
①児童虐待防止対策-いじめ防止対策	児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。	児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止に子育て力向上の取組を推進します。いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。	計画事業	36	スクールカウンセラー事業	指導課 教育センター	都立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校等の未然防止と早期発見に努めます。	都立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校等を未然に防止するためのカウンセリングや教員の助言を行います。また、区立幼稚園を対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。	配置校数(全小中学校30校)		30校	数値維持継続型	30校【30校】	東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置した。さらに、各校1名配置から、3校のみ派遣人数・回数を2倍に増加した。	A	今後も配置の維持を東京都に依頼する。	30校【30校】	東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置した。さらに、各校1名配置から、2校のみ派遣人数・回数を2倍に増加した。	A	今後も配置の維持を東京都に依頼する。			
目標5「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」																							
(1) 状況に応じた支援																							
③いじめを受けた子ども、不登校、ひきこもりへの支援	いじめや不登校、ひきこもりの等の悩みを抱える子ども・若者に対する支援を推進する。	相談体制の整備や、適応指導教室の運営等の事業を実施します。	計画事業	36	スクールカウンセラー事業【再掲】	指導課 教育センター	都立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校等の未然防止と早期発見に努めます。	都立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校等を未然に防止するためのカウンセリングや教員の助言を行います。また、区立幼稚園を対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。	配置校数(全小中学校30校)		30校	数値維持継続型	30校【30校】	東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置した。さらに、各校1名配置から、3校のみ派遣人数・回数を2倍に増加した。	A	今後も推進する。	30校【30校】	東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置した。さらに、各校1名配置から、2校のみ派遣人数・回数を2倍に増加した。	B	今後も推進する。			
(2) 相談体制の充実と情報発信																							
①相談体制の充実と情報発信	困難を有する子ども・若者やその家族の相談体制を充実するとともに、情報が必要となる方に届く。	相談しやすい体制を整えるとともに、支援に関する情報発信を実施します。	計画事業	36	スクールカウンセラー事業【再掲】	指導課 教育センター	都立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校等の未然防止と早期発見に努めます。	都立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校等を未然に防止するためのカウンセリングや教員の助言を行います。また、区立幼稚園を対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。	配置校数(全小中学校30校)		30校	数値維持継続型	30校【30校】	東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置した。さらに、各校1名配置から、3校のみ派遣人数・回数を2倍に増加した。	A	今後も推進する。	30校【30校】	東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置した。さらに、各校1名配置から、2校のみ派遣人数・回数を2倍に増加した。	A	今後も推進する。			
①児童虐待防止対策-いじめ防止対策	児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。	児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止に子育て力向上の取組を推進します。いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。	計画事業	37	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育センター	学校と連携し、児童・生徒にたいしスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との関係構築のサポートや相談に連携を図ること、環境改善を行います。また、アトピー(皮膚病)の支援を行い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特徴を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。	学校のほか解決が困難な問題を抱える児童・生徒にたいしスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との関係構築のサポートや相談に連携を図ること、環境改善を行います。また、アトピー(皮膚病)の支援を行い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特徴を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。	(全小中学校30校)		30校	数値維持継続型	29校【30校】	コロナで休校が続くなどの影響により、拠点配置型を一部導入することはできないことから、従来のホームドクターを導入し、オンライン面談等を実施するなど、コロナ禍に適した支援を行った。	B	支援をプラットフォームとした支援形態に、段階的に移行する。	27校【30校】	不登校対策会議を全區立小中学校で開催し、学校SSWによる積極的な支援と連携を図った。また、他関係機関との連携を深めるとともに、社会資源の発掘とネットワーク構築を行い、支援の幅を広げた。	B	従来の派遣型支援に加え、巡回型支援を開始することで早期発見、未然予防につなげる。			

具体的な取組			事業の概要					目標管理																			
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【1】内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和2年度実績【1】内は令和2年度目標値(H)	令和2年度 事業目標に資する令和2年度の取組み内容(I)		令和3年度 事業目標に資する令和3年度の取組み内容(J)		令和4年度 事業目標に資する令和4年度の取組み内容(K)		令和5年度 事業目標に資する令和5年度の取組み内容(L)		令和6年度 事業目標に資する令和6年度の取組み内容(M)		※重点事業のみ 見直し後の理由(N)			
目標3「子ども・若者に関する施設において、充実した環境を整備する」 (3) 子ども・若者支援に関わる人への支援																											
③子ども・若者支援に関わる人への環境整備	子ども・若者に関する人への支援を整えます。	子ども・若者支援に関わる人が安心して働ける環境を整えます。	計画事業	37	スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】	教育センター		学校と連携し、児童虐待やいじめを受けやすい児童・生徒を早期に発見し、関係機関と連携して支援を行います。	関係し学校数		30校	数値目標持続型	27校【30校】		県内設置予定一部導入した。区立小中学校にフロムプラクを導入し、オンライン面談等を実施した。	B	学校をプラットフォームとした支援形態に、段階的に移行する。		27校【30校】		不登校対策会議を全区立小中学校で開催し、学校とSSWによる積極的な支援と連携を図った。また、他関係機関との連携を密に行うとともに、社会資源の発掘とネットワークの構築を行い、支援の幅を広げた。	B					
目標5「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」 (1) 状況に応じた支援																											
③いじめを受けた子ども、不登校、ひきこもりへの支援	いじめや不登校、ひきこもりの悩みを抱える子ども・若者に対する支援を推進します。	相談体制の整備や、適応指導教室の運営等の事業を実施します。	計画事業	37	スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】	教育センター		不登校、ひきこもりの悩みを抱える区立小・中学校に在籍する児童・生徒に対して、学ぶ権利の確保に向けた支援を行います。	支援・関与数		180件	数値上昇型	82件【120件】		コロナで休校が延びたなどの影響により、拠点校配置型の一部導入はできなかったが、支援にフロムプラクを導入し、オンライン面談等を実施するなど、コロナ禍に適した支援を行った。	B	学校をプラットフォームとした支援形態に、段階的に移行する。		117件【120件】		不登校対策会議を全区立小中学校で開催し、学校とSSWによる積極的な支援と連携を図った。また、他関係機関との連携を密に行うとともに、社会資源の発掘とネットワークの構築を行い、支援の幅を広げた。	B					
②相談・救済体制の整備	虐待やいじめを受けた子どもへの相談・救済を図ります。	子どもが相談しやすい体制を整えるとともに、被害を受けた子どもへの保護を行います。	重点事業	38	「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置	子ども若者課		虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します。	①設置 ②相談件数	①設置に向けて検討中 ②設置に向けて検討中	①令和4年度中に開設 【①令和3年度中に開設】 ②-	①- ②数値上昇型	①設置に向け検討 ②-		「子どもの権利委員会」を全3回開催し、その中で「子どもの権利擁護センター(仮称)」も含めた子どもの権利擁護制度10のあり方について検討した。	B	子どもの権利に関する施策検証の中で既存事業の課題を整理しながら、子どもの権利擁護のために既存事業の活用方法や連携方法を検討していく。		①設置に向け検討 ②-		「子どもの権利委員会」を全4回開催し、その中で「子どもの権利擁護センター(仮称)」も含めた子どもの権利擁護制度10のあり方について検討した。	B	子どもの権利に関する施策検証の中で既存事業の課題を整理しながら、子どもの権利擁護のために既存事業の活用方法や連携方法を検討していく。	①必要 ②不要	①令和4年度中に開設 ②-	①新型コロナウイルス感染症の影響で区の財政等に影響が生じており、様々な事業にスケジュールの変更が発生しているため。 ②-	
目標5「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」 (1) 状況に応じた支援																											
③いじめを受けた子ども、不登校、ひきこもりへの支援	いじめや不登校、ひきこもりの悩みを抱える子ども・若者に対する支援を推進します。	相談体制の整備や、適応指導教室の運営等の事業を実施します。	計画事業	38	「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置【再掲】	子ども若者課		虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します。	①設置 ②相談件数	①設置に向けて検討中 ②設置に向けて検討中	①令和4年度中に開設 【①令和3年度中に開設】 ②-	①- ②数値上昇型	①設置に向け検討 ②-		「子どもの権利委員会」を全3回開催し、その中で「子どもの権利擁護センター(仮称)」も含めた子どもの権利擁護制度10のあり方について検討した。	B	子どもの権利に関する施策検証の中で既存事業の課題を整理しながら、子どもの権利擁護のために既存事業の活用方法や連携方法を検討していく。		①設置に向け検討 ②-		「子どもの権利委員会」を全4回開催し、その中で「子どもの権利擁護センター(仮称)」も含めた子どもの権利擁護制度10のあり方について検討した。	B	子どもの権利に関する施策検証の中で既存事業の課題を整理しながら、子どもの権利擁護のために既存事業の活用方法や連携方法を検討していく。	①必要 ②不要	①令和4年度中に開設 ②-	①新型コロナウイルス感染症の影響で区の財政等に影響が生じており、様々な事業にスケジュールの変更が発生しているため。 ②-	
(2) 相談体制の充実と情報発信																											
①相談体制の充実と情報発信	困難を有する子ども・若者やその家族の相談体制を整えるとともに、情報が必要な方に届けます。	相談しやすい体制を整えるとともに、支援に関する情報発信を実施します。	計画事業	38	「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置【再掲】	子ども若者課		「子どもの権利擁護センター(仮称)」を設置することで、困難を有する子ども・若者やその家族への相談体制を充実させます。	①設置 ②相談件数	①設置に向けて検討中 ②設置に向けて検討中	①令和4年度中に開設 【①令和3年度中に開設】 ②-	①- ②数値上昇型	①設置に向け検討 ②-		「子どもの権利委員会」を全3回開催し、その中で「子どもの権利擁護センター(仮称)」も含めた子どもの権利擁護制度10のあり方について検討した。	B	子どもの権利に関する施策検証の中で既存事業の課題を整理しながら、子どもの権利擁護のために既存事業の活用方法や連携方法を検討していく。		①設置に向け検討 ②-		「子どもの権利委員会」を全4回開催し、その中で「子どもの権利擁護センター(仮称)」も含めた子どもの権利擁護制度10のあり方について検討した。	B	子どもの権利に関する施策検証の中で既存事業の課題を整理しながら、子どもの権利擁護のために既存事業の活用方法や連携方法を検討していく。	①必要 ②不要	①令和4年度中に開設 ②-	①新型コロナウイルス感染症の影響で区の財政等に影響が生じており、様々な事業にスケジュールの変更が発生しているため。 ②-	
②相談・救済体制の整備	虐待やいじめを受けた子どもへの相談・救済を図ります。	子どもが相談しやすい体制を整えるとともに、被害を受けた子どもへの保護を行います。	重点事業	39	子どもの権利擁護委員相談事業	子ども家庭支援センター		子どもの権利擁護の相談、権利回復を図ります。	権利侵害に関する活動件数	5件	20件【10件】	数値上昇型	15件【7件】		ジャンプでの巡回相談や個別相談を実施した。	B	引き続き、ジャンプでの巡回相談、必要に応じて個別相談を実施する。また、権利擁護センター(仮称)の設置検討においては、センター設置後の出張相談の在り方についてもあわせて検討していく。		12件【13件】 60%		ジャンプでの巡回相談や個別相談を実施した。	B	権利擁護センター(仮称)の設置に合わせて、周知の方法等検討していく。	必要	20件	中高生の権利侵害に関わる相談への関心が高まっているため。	
目標5「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」 (1) 状況に応じた支援																											
①虐待を受けた子どもへの支援	虐待を受けた子どもへの早期発見、状況の改善を図ります。	子どもや家庭からの相談事業や子どもを保護する事業を推進します。	計画事業	39	子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター		子どもからの発信を受け止め、関係機関と連携して支援します。	権利侵害に関する活動件数		20件	数値上昇型	15件【7件】		ジャンプでの巡回相談や個別相談を実施した。	B	引き続き、ジャンプでの巡回相談、必要に応じて個別相談を実施する。		12件【13件】 60%		ジャンプでの巡回相談や個別相談を実施した。	B	引き続きジャンプでの巡回相談、必要に応じて個別相談を実施。権利擁護センターの設置に合わせて、周知の方法等を検討していく。				
③いじめを受けた子ども、不登校、ひきこもりへの支援	いじめや不登校、ひきこもりの悩みを抱える子ども・若者に対する支援を推進します。	相談体制の整備や、適応指導教室の運営等の事業を実施します。	計画事業	39	子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター		子どもの権利侵害を受け止め、関係機関と連携して支援します。	権利侵害に関する活動件数		20件	数値上昇型	15件【7件】		ジャンプでの巡回相談や個別相談を実施した。	B	引き続き、ジャンプでの巡回相談、必要に応じて個別相談を実施する。		12件【13件】 60%		ジャンプでの巡回相談や個別相談を実施した。	B	権利擁護センター(仮称)の設置に合わせて、周知の方法等検討していく。				

具体的な取組			事業の概要						目標管理															
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【】内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H)	令和2年度事業目標に資する令和2年度の取組み内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度実績【】内は令和3年度目標値(H)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ	見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直しの理由(N)		
(2) 相談体制の充実と情報発信																								
①相談体制の充実と情報発信	困難を有する子ども、若者やその家族の相談体制を充実するとともに、情報が必要な方に届きます。	相談しやすい体制を整備するとともに、支援に関する情報発信を実施します。	計画事業	39	子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター	子ども自身や家族からの相談を受け、子どもの権利を守ります。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関する調査・調査を行い、関係機関と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	権利侵害に関する活動件数		20件	数値上昇型	15件【7件】	ジャンプでの巡回相談や個別相談を実施した。	B	引き続き、ジャンプでの巡回相談、必要に応じて個別相談を実施する。	12件【13件】60%	ジャンプでの巡回相談や個別相談を実施した。	B	権利擁護センター(仮称)の設置を含めて、周知の方法等検討していく。				
②相談-救済体制の整備	虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。	子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。	計画事業	40	児童相談所の設置・運営【再掲】	子育て支援課	児童相談所を設置し、児童虐待に迅速・確実に対応できる体制を実現します。	児童相談所を設置し、養護相談、育成相談、障害相談、非行相談、里親に関する相談など、子どもに関する専門的な相談を受け付け対応を行うほか、必要に応じて専門機関へ送ります。また、緊急に保護を必要とする場合、保護による行動観察や短期入所指導を行う場合に、一時保護を行います。						B	救令指定に先立つ東京都及び厚生労働省との事前協議に向け、互いの政策的な運用の検討を進めるとともに、東京都からの事務引継ぎを前案に行い、円滑な運営のための体制整備を推進する。		東京都と3回の協議を終え、厚生労働省に対して救令指定要請を実施。児童相談所での経験豊富な人材を任期付職員として採用し、円滑な運営の確保を図るとともに、保護児童の人権を尊重した関係所長官の検討を進める。	B	引き続き、東京都への職員派遣及び協議の場を通じて、業務引継ぎを着実に実施する。また、死亡事故等に向け、複合施設としてのメリットを活かした支援機能の強化を図るとともに、保護児童の人権を尊重した関係所長官の検討を進める。					
目標5「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」																								
(1) 状況に応じた支援																								
①虐待を受けた子どもへの支援	虐待を受けた子どもへの早期発見し、状況の改善を図ります。	子どもや家族からの相談事業や子どもを保護する事業を推進します。	計画事業	40	児童相談所の設置・運営【再掲】	子育て支援課	児童相談所を設置し、児童虐待に迅速・確実に対応できる体制を実現します。	児童相談所を設置し、養護相談、育成相談、障害相談、非行相談、里親に関する相談など、子どもに関する専門的な相談を受け付け対応を行うほか、必要に応じて専門機関へ送ります。また、緊急に保護を必要とする場合、保護による行動観察や短期入所指導を行う場合に、一時保護を行います。						A	救令指定に先立つ東京都及び厚生労働省との事前協議に向け、互いの政策的な運用の検討を進めるとともに、東京都からの事務引継ぎを前案に行い、円滑な運営のための体制整備を推進する。		東京都と3回の協議を終え、厚生労働省に対して救令指定要請を実施した。児童相談所での経験豊富な人材を任期付職員として採用し、円滑な運営の確保を図るとともに、保護児童の人権を尊重した関係所長官の検討を進める。	B	引き続き、東京都への職員派遣及び協議の場を通じて、業務引継ぎを着実に実施する。また、死亡事故等に向け、複合施設としてのメリットを活かした支援機能の強化を図るとともに、保護児童の人権を尊重した関係所長官の検討を進める。					
②相談-救済体制の整備	虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。	子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。	計画事業	41	人権擁護委員相談事業	区民相談課	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施します。	法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、子どもを対象とした電話相談を、24時間・365日実施します。	人権擁護委員が、電話相談を24時間受け付けます。				人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施しました。(相談件数は全3件)	B	コロナ禍においても電話相談を継続する。	7件(作成者:人権相談の結果は件数が応に報告されたため、相談者や子どもが不明)	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施しました。(相談件数は全7件)	A	コロナ禍においても電話相談を継続する。					
目標5「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」																								
(2) 相談体制の充実と情報発信																								
①相談体制の充実と情報発信	困難を有する子ども、若者やその家族の相談体制を充実するとともに、情報が必要な方に届きます。	相談しやすい体制を整備するとともに、支援に関する情報発信を実施します。	計画事業	41	人権擁護委員相談事業【再掲】	区民相談課	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施します。	法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、子どもを対象とした電話相談を、24時間・365日実施します。	人権擁護委員が、電話相談を24時間受け付けます。				人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施しました。(相談件数は全3件)	B	コロナ禍においても電話相談を継続する。	7	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施しました。(相談件数は全7件)	B	コロナ禍においても電話相談を継続する。					
②相談-救済体制の整備	虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。	子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。	計画事業	42	子ども若者総合相談事業(アスとしま)	子ども若者課	子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども、若者やその家族からの相談を受け付け対応する総合相談窓口の設置や、アットリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へつなげていきます。	登録相談者数		250人	数値上昇型	144人【150人】	SNS等での情報発信、公立高校等での出前講座、中高生センタージャンプでの出張相談など、相談のハードルを下げるための活動を実施した。	B	引き続き、予防的支援を強化し、気軽に相談できる窓口を自ら、再構成する前からの相談に繋がるとともに、情報発信と意識啓発に努める。	226人【240人】	公立小中学校の児童生徒に貸与しているタブレットパソコンがアスとしまに直接メッセージが送れるツールを作成し、気軽に相談できる体制を整備した。	B	タブレットパソコンから気軽にメッセージによる相談ができることで予防的支援を推進する。若者の多く利用しているLINEを活用し相談予約をできるようにし、相談に繋がりがやすくなる。				
目標5「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」																								
(1) 状況に応じた支援																								
③いじめを受けた子ども、不登校、ひきこりへの支援	いじめや不登校、ひきこり等の悩みを抱える子ども、若者に対する支援を実施します。	相談体制の整備や、適切な指導等の運営等の事業を実施し、支援を推進します。	重点事業	42	子ども若者総合相談事業(アスとしま)【再掲】	子ども若者課	子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども、若者やその家族からの相談を受け付け対応する総合相談窓口の設置や、アットリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へつなげていきます。	不登校に関する相談件数 ②いじめに関する相談件数	①12件 ②19件	①25件 ②40件(重篤化する前予防的な相談を増やす)	①数値上昇型 ②数値上昇型	①19件【16件】 ②27件【26件】	B	18歳までの不登校の相談は教育センターで行っているほか、18歳前からの進路の支援を行なう切り目なしの連携を強化する。	①22件【18件】 ②20件【28件】	公立小中学校の児童生徒に貸与しているタブレットパソコンがアスとしまに直接メッセージが送れるツールを作成した。必要に応じて指導課、子ども家庭支援センター等連携支援を行った。	B	令和3年度に引き続き公立小中学校の児童生徒がタブレットパソコンからのメッセージが送れるツールを作成した。必要に応じて指導課、子ども家庭支援センター等連携支援を行った。					
②相談-救済体制の整備	虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。	子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。	計画事業	43	子どもに関する相談事業	子ども家庭支援センター	東西子ども家庭支援センターを中心に子どもに関するあらゆる相談を受け、迅速に対応・支援します。	0~18歳の子どもとその家族のあらゆる相談を面談、電話、メールなどで受けています。	機関連携数		500件	数値上昇型	345件【400件】	保健所、保育園等関係機関と連携しながら、ケース対応し支援にあたる。	B	引き続き連携を密にし、切れ目のない支援を行う。	367件【400件】	保健所、保育園等関係機関と連携しながら、ケース対応し支援にあたる。	B	関係機関との連携を密にし、切れ目のない、適切な支援を行う。				
目標5「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」																								
(2) 相談体制の充実と情報発信																								
①相談体制の充実と情報発信	困難を有する子ども、若者やその家族の相談体制を充実するとともに、情報が必要な方に届きます。	相談しやすい体制を整備するとともに、支援に関する情報発信を実施します。	計画事業	43	子どもに関する相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター	東西子ども家庭支援センターを中心に子どもに関するあらゆる相談を受け、迅速に対応・支援します。	0~18歳の子どもとその家族のあらゆる相談を面談、電話、メールなどで受けています。	東西子ども家庭支援センター相談件数		13,000件	数値上昇型	11,363件【11,400件】	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、来館せず、電話・メールでも相談できるホームページやSNSで周知した。	A	些細なことでも気軽に相談できるように、引き続き情報発信し相談先としての周知に努める。	12,967件【12,000件】	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、来館せず、電話・メールでも相談できるホームページやSNSで周知した。	A	引き続き、些細なことでも気軽に相談先としての周知に努める。				
②相談-救済体制の整備	虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。	子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。	計画事業	44	子どもからの専用電話相談	子ども家庭支援センター	フリーダイヤルで相談できることを周知し、子どもからの相談を受け、迅速に対応・支援します。	18歳までの子どもを対象に、友だちや家族に関することなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。	子どもからのフリーダイヤルでの電話相談件数		4件	数値上昇型	1件【2件】	フリーダイヤルの周知が不足しているため件数少ない。	C	小学校4年生から中学生までに学校を通じたフリーダイヤルの周知に努める。	4件【3件】	SOSカードを配布し周知した。	B	児童相談所設置に合わせてSOSカード再度作成予定。普及啓発を継続。				

具体的な取組			事業の概要							目標管理																					
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【】内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和2年度				令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度					
													令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H)	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度実績【】内は令和3年度目標値(h)	事業目標に資する令和3年度の取組内容(i)	主管課評価(j)	令和4年度以降の取組の方向性(k)	令和4年度実績【】内は令和4年度目標値(h)	事業目標に資する令和4年度の取組内容(i)	主管課評価(j)	令和5年度以降の取組の方向性(k)	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値(h)	事業目標に資する令和5年度の取組内容(i)	主管課評価(j)	令和6年度以降の取組の方向性(k)	令和6年度実績【】内は令和6年度目標値(h)	事業目標に資する令和6年度の取組内容(i)	主管課評価(j)
目標5「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」 (2) 相談体制の充実と情報発信																															
①相談体制の充実と情報発信	相談しやすい体制を整備するとともに、支援に関する情報発信を実施します。	相談しやすい体制を整備するとともに、支援に関する情報発信を実施します。	計画事業	44	子どもからの専用電話相談【再掲】	子ども家庭支援センター	フリーダイヤルで相談できることを周知し子どもからの相談を受けられる。	18歳までの子どもを対象に、友だちや家族に関することなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。	子どもからのフリーダイヤルでの電話相談件数		10件	数値上昇型	1件【2件】	フリーダイヤルの周知が不足しているため件数が少ない。	C	小学校4年生から中学生までに学校を通しフリーダイヤルの周知に努める。	4件【3件】	SOSカードを配布し周知した。	B	児童相談所設置に合わせSOSカード再度作成予定。普及啓発を継続する。											
②相談・救済体制の整備	虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。	子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。	計画事業	45	子ども家庭女性相談事業	子育て支援課	DV被害者、ひとり親等の安定した生活が送れるよう自立支援を行います。	配偶者の暴力から逃げてきた被害者を一時的に保護し、安定した生活が送れるようになります。他部課と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。	相談件数		14,000件	数値上昇型	10,746件【12,000件】	D V被害者の相談、一時保護、若年女性の相談、ひとり親相談に加え、コロナ禍におけるひとり親家庭に対する臨時の食料支援を実施した。	B	あやゆる機会をとりえ、相談につながる自立に向けての支援を寄り添い支援を行う。	10,689件【12,000件】	D V被害者の相談、一時保護、女性相談、ひとり親相談に加え、コロナ禍におけるひとり親家庭に対する食料支援を実施した。	B	あやゆる機会をとりえ、相談につながる自立に向けての支援を寄り添い支援を行う。相談につながる場をできるだけ多く設定する。											
目標5「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」 (1) 状況に応じた支援																															
①虐待を受けた子どもへの支援	虐待を受けた子どもを早期発見し、状況の改善を図ります。	子どもや家族からの相談事業や子どもを保護する事業を推進します。	計画事業	45	子ども家庭女性相談事業【再掲】	子育て支援課	DV被害者、ひとり親等の安定した生活が送れるよう自立支援を行います。	配偶者の暴力から逃げてきた被害者を一時的に保護し、安定した生活が送れるようになります。他部課と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。	相談件数		14,000件	数値上昇型	10,746件【12,000件】	相談件数は目標値を下回したが、DV被害者の相談、一時保護、若年女性の相談、ひとり親相談に加え、コロナ禍におけるひとり親家庭に対する臨時の食料支援を実施した。	B	あやゆる機会をとりえ、相談につながる自立に向けての支援を寄り添い支援を行う。	10,689件【12,000件】	D V被害者の相談、一時保護、女性相談、ひとり親相談に加え、コロナ禍におけるひとり親家庭に対する食料支援を実施した。	B	あやゆる機会をとりえ、相談につながる自立に向けての支援を寄り添い支援を行う。相談につながる場をできるだけ多く設定する。											
①相談体制の充実と情報発信	困難を有する子ども、若者やその家族の相談体制を充実するとともに、情報が必要な方に届けます。	相談しやすい体制を整備するとともに、支援に関する情報発信を実施します。	計画事業	45	子ども家庭女性相談事業【再掲】	子育て支援課	DV被害者、ひとり親等の安定した生活が送れるよう自立支援を行います。	配偶者の暴力から逃げてきた被害者を一時的に保護し、安定した生活が送れるようになります。他部課と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。	相談件数		14,000件	数値上昇型	10,746件【12,000件】	D V被害者の相談、一時保護、若年女性の相談、ひとり親相談に加え、コロナ禍におけるひとり親家庭に対する臨時の食料支援を実施した。	B	あやゆる機会をとりえ、相談につながる自立に向けての支援を寄り添い支援を行う。	10,689件【12,000件】	D V被害者の相談、一時保護、女性相談、ひとり親相談に加え、コロナ禍におけるひとり親家庭に対する食料支援を実施した。	B	あやゆる機会をとりえ、相談につながる自立に向けての支援を寄り添い支援を行う。相談につながる場をできるだけ多く設定する。											

「豊島区子ども・若者総合計画」(令和2～6年度) 令和2年度実施状況における **子どもの権利保障に関する施策の検証**

(4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済

① 児童虐待防止対策・いじめ防止対策

参考資料	令和4年9月7日
	第3期第2回 豊島区子どもの権利委員会

目標	児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。
内容	児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

事業の概要				子どもの権利保障に関する項目				
事業No.	事業名	担当課	事業目標	事業内容	虐待やいじめを未然防止するために、特に力を入れて取り組んでいることはありますか。検討中の取組を含めて記載してください。	子どもや子育て家庭の認知度や利用率を向上させるため、どのような周知活動を行っていますか。	虐待やいじめは発見された場合、どのような対応をしていますか。	新型コロナウイルス感染症の影響下で虐待・いじめの未然防止のために特に力を入れたこと、または事業実施に支障をきたしたことを記入してください。
29	子ども虐待防止ネットワーク事業	子育て支援課	児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。	子ども自身からの発信につながるようSOSカードの配布を予定している。	区民講演会や虐待防止キャンペーンで周知を図る他、SNSを活用し子育て世代や児童本人に向けた動画を配信している。	必要な調査を実施、子どもへの聞き取り、保護者との面接を行い、支援につなげる。	コロナの感染を不安に思う保護者から、面接や訪問を拒否されることもあった。令和2年11月から見守り強化事業を実施し、306世帯をフォローした。
30	いじめ防止対策推進事業	指導課	児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの発生防止や早期発見を図ります。	①保護者・学校・地域・関係機関からなるいじめ問題対策委員会を開催します。 ②児童・生徒に対していじめ実態調査を年3回実施し、定期的な実態把握を行います。 ③心理検査を実施し、個々の行動面や心筋面から分析を行うとともに、職層に応じた教員研修を毎年実施し、いじめの早期発見に役立ちます。	各学校において、年3回以上のいじめ防止授業を行うとともに、人権への理解を深めるため外部講師を招聘した授業を実施している。	各学校を通じていじめ防止対策に関するチラシ等配布している。	区はいじめ防止対策推進条例、同基本方針に基づき、学校いじめ防止対策推進基本方針を制定し、組織的に対応している。虐待についても郡の虐待防止研修セットを活用した研修を各校で行い、教員が虐待を見逃さないよう注意している。	幼児・児童・生徒の中には、新型コロナウイルス感染拡大の状況が続き、自分が感染するのではないかと不安や恐れを抱いてストレス症状を示すことが想定されたため、各学校・園において、学期初めには必ず、学級担任や養護教諭のみでなく、学校が一体となった観察を行い、全員面接を実施し、校内心のケア委員会で幼児・児童・生徒の状況を的確に把握し、一人一人の幼児・児童・生徒に対してきめ細やかな対応を組織的に実施した。
31	児童虐待防止の普及・啓発	子育て支援課	児童虐待に関する知識を広く周知し、地域の中で気づきから早期発見につなげます。	児童虐待防止に関する区民への理解促進等を図るため、区民向け講演会や出前講座、児童虐待防止推進月間における児童虐待防止キャンペーン活動など、普及・啓発活動を実施します。	関係機関や地域の民生主任児童委員との連携を密に情報共有する。	関係機関にチラシを配布するとともに、区ホームページ、SNSで情報を発信している。	必要な調査を実施、子どもへの聞き取り、保護者との面接を行い、支援につなげる。	コロナの感染拡大を防ぐため、予定していた研修、会議を実施できないことがあった。
32	こんには赤ちゃん事業	健康推進課 長崎健康相談所	育児の不安を解消するとともに、把握された要支援の家庭に適切な支援を行い、虐待の未然防止と早期発見に努めます。虐待の未然防止と早期発見に努めます。	産婦及び生後4か月までの乳児を対象に保健師や助産師が家庭を全戸訪問し、母子及び家族の保健指導や、子育て情報の提供を行います。	こんには赤ちゃん訪問で把握された要支援家庭について母子保健事業につなげたり、保健師が個別に支援を継続するほか、関係機関と連携を図り、切れ目なくかつ重層的に支援している。	妊娠届出時に「赤ちゃん訪問のお知らせ」を全数配布しています。また、母親学級やパパママ準備教室やホームページで周知している。	関係機関と連携を図り、重層的に支援している。	感染症対策を講じた上で、従来通りの赤ちゃん訪問を継続した。要支援家庭については個別支援や母子保健事業で支援を継続するとともに、関係機関との連携で切れ目のない支援を実施した。
33	子育て訪問相談事業	子育て支援課	親子の孤立化防止のために訪問し必要な支援を提供し、児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。	支援施設に向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受け、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスの紹介等を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントします。	保護者からの子育ての不安への丁寧な聞き取り及び最適な支援の提供を行う。	育児訪問、センター講座、SNSを有効活用する。	子どもの権利グループとの連携を強化する。	虐待防止の観点から、育児訪問相談はコロナ禍であってもできる限り対応をした。パースティ訪問も電話対応を可能にし、絵本はポスティングするという工夫をした。
34	母子一休型ショートケア事業 (ひとり親家庭支援事業)	子育て支援課	要支援家庭の母子を見守り、心身の健康回復により児童虐待防止を図ります。	見守りが必要な母子等が一時的に母子生活支援施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導、家事指導等の生活支援を行います。これにより要支援家庭の養育状況の把握を容易にし、母子の心身の健康回復を促すことで、児童虐待防止を図ります。	要支援家庭の早期発見と、見守り機関との連携を強化する。	関係機関への事業周知を徹底する。	子どもの権利グループとの連携を強化する。	緊急事態宣言中は極力利用を控えてもらった。
35	家庭訪問型子育て支援 (ホームスタート) 助成事業	子育て支援課	様々な理由から公的な支援の「隙間」にある家庭に寄り添う地域活動を支援し、家庭の孤立や児童虐待の未然防止と早期発見に努めます。	親の孤立化・虐待の未然防止を図るため、区内でホームスタート事業（未就学児のいる家庭を訪問し、親の悩みなどの傾聴と、家事育児などの協働を行うボランティア活動）を行う団体に対して、活動経費の助成を行います。	児童虐待の未然防止を目的に、訪問活動を実施している団体を助成するため、本事業を実施している。	事業者が作成した当該事業のリーフレットを、区の母子保健事業や施設等での配付するなど、周知への協力を行っている。	ホームスタート実施団体が、内容や状況に応じて児童相談所、区の虐待対応担当や母子保健担当などへ連携している。	補助金の交付決定団体による、ホームビジター養成講座が実施できない事が懸念されたが、開催時期を変更して講座を実施できたことにより、ほぼ計画どおりの活動実績となった。

事業の概要					子どもの権利保障に関する項目			
事業No.	事業名	担当課	事業目標	事業内容	虐待やいじめを未然防止するために、特に力を入れて取り組んでいることはありますか。検討中の取組を含めて記載してください。	子どもや子育て家庭の認知度や利用率を向上させるため、どのような周知活動を行っていますか。	虐待やいじめは発見された場合、どのような対応をしていますか。	新型コロナウイルス感染症の影響下で虐待・いじめの未然防止のために特に力を入れたこと、または事業実施に支障をきたしたことを記入してください。
36	スクールカウンセラー事業	指導課 教育センター	都公立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などの未然防止や不登校などの未然防止と早期発見に努めます。	都公立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などを未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。	各学校において、年3回以上のいじめ防止授業を行うとともに、人権への理解を深めるため外部講師を招聘した授業を実施している。	各学校を通じてチラシ等配布している。	区のいじめ防止対策推進条例、同基本方針に基づき、学校いじめ防止対策推進基本方針を制定し、組織的に対応している。虐待についても都の虐待防止研修セットを活用した研修を各校で行い、教員が虐待を見逃さないよう注意している。	学期初めに必ず心のケアアンケートを実施し、その結果を踏まえた全員面接を実施した。さらにその中で悩みがあると回答した児童・生徒についてはSCによる面接を行い、SCとのつながりを作るとともに児童・生徒の心身の正確な状態を把握した。コロナ禍における家庭での虐待を発見する事例もあった。区立幼稚園スクールカウンセラー事業に関して、これまで幼小連携の一環で小学校の土曜公開事業を参観していたが、コロナの影響で実施できなかった。
37	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育センター	学校と連携し、児童虐待やいじめを受けている児童・生徒を早期に発見し、関係機関と連携し支援を行います。	学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アウトリーチ（訪問型の支援）を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。	主訴が異なるケースであっても、虐待やいじめが潜んでいる可能性を考慮し、相談活動を展開している。	校長会や関係機関の研修会等の場で周知を行っている。	虐待については子ども家庭支援センターや児童相談所、いじめについては学校及び教育委員会の所管課と連携を図り対応している。	新型コロナウイルス感染症の影響下においても変化なく、虐待については子ども家庭支援センターや児童相談所、いじめについては学校及び教育委員会の所管課と連携を図り対応している。事業実施に支障をきたしたことはない。

②相談・救済体制の整備

目標	虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。
内容	子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

事業の概要					子どもの権利保障に関する項目				
事業No.	事業名	担当課	事業目標	事業内容	子どもが相談しやすいよう、力を入れて取り組んでいることや留意していることはありますか。検討中の取組を含めて記載してください	子どもや子育て家庭の認知度や利用率を向上させるため、どのような周知活動を行っていますか	相談対応において、子どもと親の意向が反する場合にどのような対応をしていますか。	他機関に繋ぐ必要がある相談を受けた際、どのような関係機関に繋ぎ、どのように解決を図っていますか	新型コロナウイルス感染症の影響下で子どもの相談支援に特に力を入れたこと、または事業実施に支障をきたしたことを記入してください。
38	「子どもの権利擁護センター（仮称）」の設置	子ども若者課	子どもの権利侵害を予防、救済します。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	子どもからの相談窓口となる拠点や普段からの子どもたちの居場所となる場所等に設置し、そこに相談員を配置することで子どもたちが気軽に相談できる環境を未然に整えることを検討している。	区HPや広報として周知するとともに、SNSやチャットアプリ等、子どもに身近なものからアプローチできるような方法を検討している。	子どもの権利を守ることを念頭におきながら相互理解を求めていくが、生命等に関わる場合は法的根拠に基づき、対応することが想定される。	必要な聞き取り等を行ったうえで、学校や児童相談所や子育て支援課（子どもの権利グループ）等と連携し対応することが想定される。	児童及び保護者と接触する際の感染予防対策の徹底を行った上で対応するが、対面やアウトリーチでの対応困難となることが想定される。電話やWeb上でも対応できる等、対面以外での対応方法を準備しておくことを検討している。
39	子どもの権利擁護委員相談事業	子育て支援課	子どもの権利侵害の相談に応じ子どもの救済、権利回復を図ります。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	相談場所は子どもがアクセスしやすい所に設定している。	ジャンプの館内掲示やホームページで周知している。	子どもの権利を守ることを第一に対応し、必要に応じて保護者との面談を実施している。	子どもの権利グループと連携を取りながら必要な支援が受けられるよう対応する。	コロナ禍においても、ジャンプでの巡回相談、個別相談は柔軟に対応した。
40	児童相談所の設置・運営	子育て支援課	児童相談所を設置し、児童虐待に迅速・確実に対応する体制を実現します。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	児相開設前より専門研修を受講し、日々の業務(派遣含む)を通し、実践を重ねている。開設後、措置児童に対し部作成の「子どもの権利ノート」相談用はがき(都事業)を配布。児童福祉司が定期的に面接し権利保障を確認する。一時保護所では児童用の意見箱の設置、子どもの権利擁護委員との交流を検討している。	要保護児童地域対策協議会実務者会議にて開設準備の状況を報告している。開設年度は同協議会の登録機関の施設長会を中心に事業案内、区民向けに広報、パンフレットによる配布物において開設案内を行う予定である。	基本的には児童福祉司が専門職、関係機関の関わりを調整しながら対話を通し、相互理解を求めていくが、安全、生命等に関わる場合は法的根拠に基づき、児童相談所の判断で対応することがある。	区外児童に関わるケースを受理した場合は、児童の安全を迅速に確認したうえで、所管児童相談所へ送致する。緊急な対応が必要なケースでは、警察署や裁判所と連携し、迅速に児童の安全を確保できるよう努める。	児童及び保護者と接触する際の感染予防対策の徹底を行う。 新型コロナウイルス感染症を理由に児童相談所の訪問や面接を拒否する家庭が出てくることを予想され、児童の安全確認に支障をきたす恐れがある。
41	人権擁護委員相談事業	区民相談課	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施します。	法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、子どもを対象とした電話相談を、24時間・365日実施します。	広報として区HPなどで人権擁護委員について周知することで、相談しやすい環境づくりに努めている。	広報として区HPなどで周知している。	人権擁護委員が、相談内容に応じて適切な関係機関につないでいる。	人権擁護委員が、相談内容に応じて適切な関係機関につないでいる。	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、法務省から対面による相談を休止するよう連絡があったため、休止している。しかし、新型コロナウイルス感染症が流行する前から実施している電話相談については、継続して実施できている。
42	子ども若者総合相談事業（アシストしほ）	子ども若者課	子どもの相談へのハードルを下げ、気軽に相談体験することで将来の重篤化を予防します。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。	公立小中学校で児童生徒に配付しているタブレットパソコンでアシストしほに直接相談できるツールを作成している。	公立小中学校の卒業時のアシスカートの配付や、SNSなど子ども若者に届きやすい方法で情報を発信している。	親がして欲しいことではなく、子どもがどうしたいかに寄り添う支援を行っている。親から相談があった場合も、本人から連絡してもらおうように伝えている。	障害者福祉課、くらしごとセンター、保健所、女性相談、CSWなど、支援する中で必要な部署と連携しながら支援し、就労のみでない自立を目指す。	対面での支援を極力控えていた時期は電話で定期的な状況等の話を聞き相談を受け、困難な状況下でも繋がっていることを伝えた。アウトリーチについては開催している子ども食堂がほとんどなかったため実施できなかった。また、情報発信を強化し、広報、ホームページ、SNS、メルマガに掲載し、大型ビジョンに映像を流した。
43	子どもに関する相談事業	子育て支援課	東西子ども家庭支援センターを中心に子どもに関するあらゆる相談を受け、迅速に対応、支援します。	0～18歳の子どもとその家族のあらゆる相談を面談、電話、メールなどで受けています。	来館の場合は部屋の設定を工夫。未就学児の場合は特に、対象児が落ち着くものを用意する。言葉遣い、話し方について等、OJTや研修でスキルを身につける。	育児訪問、センター講座、センターだより、SNS等を有効活用している。	子どもの権利を守ることを第一にしつつ、親面談・子面談を実施していく。	子どもの権利グループとの連携、情報共有し役割分担している。	会議が開催されにくかったため、特に気になるケースについては電話等で連絡を密にするように心掛けた。
44	子どもからの専用電話相談	子育て支援課	フリーダイヤルで相談できることを周知し子どもからの相談を受けます。	18歳までの子どもを対象に、友だちや家族に関することなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。	児童向けのPR動画を配信している。	SOSカードの配布、SNSを有効活用している。	子どもの権利を守ることを第一に対応し、必要に応じて保護者との面談を実施している。	子どもの権利グループとの連携、情報共有し役割分担している。	特になし。
45	子ども家庭女性相談事業	子育て支援課	DV被害者、ひとり親等の安定した生活が送れるよう自立支援を行います。	配偶者の暴力から逃げてきた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようにします。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。	虐待が疑われることに対して、こどもの権利グループと連携しこども自らの相談も同時に行っている。	ホームページ、リーフレットを作成し、周知している。	子どもの権利グループとの連携で、それぞれの立場での処遇検討を行っている。	子どもの権利グループとの連携、情報共有し役割分担している。	特になし。

(3) 子どもの居場所・活動の充実

① 子どもの居場所の充実

※調査項目は「豊島区子ども若者総合計画」の掲載事業より抜粋

目標	子どもの居場所を充実します。
内容	施設整備の検討、既存の居場所事業の内容を充実します。

事業の概要					子どもの権利保障に関する項目
事業No.	事業名	担当課	事業目標	事業内容	新型コロナウイルス感染症の影響下で工夫して取り組んだ点や特に入れたこと、また事業実施に支障をきたしたことをご記入ください。さらに、外国にルーツを持つ子ども達のために特に取り組んだことがあればそのことも記入してください。
11	中学生センターの運営	子ども若者課	中高生の放課後の居場所を提供し、自主的な活動を支援します。	中学生等が音楽、スポーツ活動、友だちとの語らいや情報交換などを行う場として中学生センターを運営し、自主的な活動や社会参加等を支援します。また、中高生の心身が傷つけられないよう、関係諸機関や団体と連携して、その予防や早期発見に努めています。	【ジャンプ東池袋】 緊急事態宣言により、約1か月の休館となった。その間、相談のみ来館可、また近隣への巡回や電話での安否確認を行った。再開後も利用人数の制限や、施設内の使用制限を実施した上での開館。例年実施していた大型イベント(サマフェスなど)も2年連続で中止となったが、夏休みには来館した中学生が、その日楽しめるよう遊びを進展させるなど、日常に変化を持たせた。中高生の文化活動の一つ、音楽イベントがなかなか実施できていない。学校の文化祭での発表が中止になったため何かできないか?との声を聞く。どのような形で音楽イベントを実施できるか検討中である。 【ジャンプ長崎】 緊急事態宣言に伴う休館中(R.3.4/26-5/30)は、対応を要する中学生に対し相談来館を認め、個別短時間で相談に応じた。オンライン授業など対面でない環境でのストレスを抱える高校生等が「居場所」を求めている現状に対し、制限下ではあるが出来る限りの対応として、予約のいらない個別対面相談を実施してきた。 約2年間に及ぶ感染症対策のための利用制限・休館の影響で、バンド活動をする高校生の利用が激減する状況となってしまった。高校生にとって、学校等でもバンド活動の発表の場を失い練習のモチベーションも下がっていることも要因の一つだが、「ジャンプのある日常」が代々軽音学部等の中で引き継がれてきた流れが断ち切られた状況である。利用回復を図り、音楽イベントの実施や学校等へのPRを実施したが、感染症対策の観点からどう判断すべきか悩ましいところ。
12	子どもスキップの運営・改築	放課後対策課	小学生の放課後の居場所を提供し、放課後児童支援員の指導のもと、安心・安全な遊びを通じて子どもたちの交流を図ります。	小学生の放課後の安全・安心な居場所として、区立小学校22校に、校舎内、敷地内または隣接地にて、児童クラブの機能を持たせた子どもスキップを運営しています。また、別棟建設などで利用者数増加に対応するなど施設面での改善を図り、より一層安全・安心な環境を整えています。	令和2年4月10日～5月31日まで区立小学校の臨時休業に伴い、児童クラブも臨時休業となった。ただし、医療従事者・警察関係者・消防関係者などに従事している世帯や一人親世帯などで保育が必要な家庭に対して、全スキップを応急利用を実施。一般利用は感染拡大防止のため令和2年3月から一時休止していたが、人数や日数など利用を一部制限し、「スキップの日」として段階的に再開。
13	放課後子ども教室事業	放課後対策課	小学校の施設を活用した安全・安心な活動拠点づくりを進め、地域住民の参加と協力を得て、体験・交流活動の推進に取り組めます。	区立小学校において、放課後や週末等に、地域住民の参加と協力を得て、子どもたちを対象に学習やスポーツ・文化活動、交流活動等を行います。	令和2年3月より、新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止しているが、区立小学校に通う児童を対象に「G Suite for Education」を活用した『おうちで子ども教室』の動画配信を実施している。また、動画配信を継続しながら、感染症対策を徹底した対面での教室再開の準備も進めている。
14	子ども食堂ネットワーク	子ども若者課	子ども食堂で食事の提供だけでなく、居場所としての機能を充実させます。	地域で活動する「子ども食堂」の連絡会「しま子ども食堂ネットワーク」への情報提供や広報の支援を行います。子ども食堂の運営方法等、運営者同士が情報交換を通して安全に支援活動の輪を広げていきます。	子ども食堂は地域の団体や個人がボランティアで運営している。子どもやその保護者が顔を合わせながら会食をすることで地域の人も繋がれ、安心して過ごせる居場所としての機能がある。会食型で実施していた子ども食堂のほとんどがコロナ禍により中止していたが、食材やお弁当の配付に変更して実施する子ども食堂もあった。お弁当の配付では容器代等費用がかかるため、事前予約で配付数を制限しているのが現状である。

②屋外遊び場の充実

目標	子どもの遊び場の充実を図ります。
内容	既存の取組の推進するとともに、安心安全な屋外遊び場の整備を検討します。

事業の概要					子どもの権利保障に関する項目
事業No.	事業名	担当課	事業目標	事業内容	新型コロナウイルス感染症の影響下で工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと、また事業実施に支障をきたしたことをご記入ください。さらに、外国にルーツを持つ子ども達のために特に取り組んだことがあればそのことも記入してください。
15	プレーパーク事業	子ども若者課	子どもたちが屋外で安全に楽しく遊べる機会の充実を図ります。	子どもが自由に豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク（冒険遊び場）事業を推進します。池袋本町プレーパークの他、身近な地域で冒険遊びなどを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったりと安心できる場所としての機能も併せ持ちます。	緊急事態宣言時に一時開催しない期間もあったが、公園内にプレーパークを設置しているためプレーパークを開催していても、遊びに訪れる子どもたちが多くいた。開催時はプレーリーダーによりマスクの着用を促したり、手洗いの声かけするなど、感染対策を行った。出張プレーパークについてはコロナ禍により公園での実施ができなかったため、利用者が特定できる保育園、スrippのみでの実施となった。
16	小学校開放事業	放課後対策課	児童の身近で安全な遊び場として、小学校の校庭を開放します。	放課後や学校休業中の児童の身近で安全な遊び場として、小学校の校庭を開放します。	遊具の消毒、手洗いや手指消毒、密にならないよう声かけ等の新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、校庭開放を実施し、児童の遊び場確保に努めた。
17	公園・児童遊園新設改良事業	公園緑地課	近くの公園対し区民満足度が増し、子どもたちが活用したいと思う公園を整備していきます。	既設の区立公園・児童遊園においては、子育て世代を含めた住民ニーズ等を踏まえ、再整備を検討します。また、学校跡地等を活用して地域の活動拠点となる近隣公園等を整備します。	中小規模公園を中心に地域の活性化並びに活用することを踏まえ、現状の把握及びコロナ禍後のモデル公園整備等が迅速に対応できるよう160園ほど現地調査を実施し、再整備等の検討を行いました。またコロナ禍で、モデル事業としてのイベント等が実施できず、ニーズなどの実態把握ができませんでした。
18	「としまキッズパーク」の整備・運営	公園緑地課	障がいがある子もいない子も安心して遊べる場の充実を図ります。	造幣局跡地の一部を、令和2年9月から令和6年度まで「としまキッズパーク」として整備・運営します。公園内には「ミニトレイン」を走らせるとともにインクルーシブ遊具を整備し、子どもが安心して遊べる場になります。	緊急事態宣言下において、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一時期閉園した期間もあったが、再開後、入場人数をより制限し、マスク着用の呼びかけ、消毒液の設置等を実施し、安心安全な子供の遊び空間の確保を行った。

③活動・体験機会の充実

目標	子どもの体験機会の充実を図ります。
内容	子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。

事業の概要					子どもの権利保障に関する項目
事業No.	事業名	担当課	事業目標	事業内容	新型コロナウイルス感染症の影響下で工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと、また事業実施に支障をきたしたことを記入ください。さらに、外国にルーツを持つ子ども達のために特に取り組んだことがあればそのことも記入してください。
19	子どものための文化体験プログラム	文化デザイン課 保育課	子どもたちが多彩な文化芸術が体験できる機会を提供します。	区とNPO法人が協働して、次代の文化の担い手である子どもたちを対象に文化芸術に触れるワークショップ等のアートプログラムを展開します。	参加型ワークショップを中心に人数制限を設けたほか、オンライン（ZOOM）配信などを行い、コロナ禍でもできる限り子どもたちがアート（音楽・ダンス・造形・演劇等）に触れ合う機会を提供した。「言語」が分からなくても、音を奏でたり、体を動かしたりと、アーティストたちがどんなお子様・家族でも楽しめるよう工夫をした。一方、オンラインでは回線の不具合など、うまくコミュニケーションが取れないトラブルもあったため、情報インフラを整えることが課題となった。また、保育園プログラムでは、原則マスク着用(短時間の発声を伴わないデモンストレーション披露や熱中症が予期される場合などをのぞく)や、ソーシャルディスタンス確保を徹底した。具体的なプログラム内容でも、ソーシャルディスタンスを保つことをゲーム感覚で捉えられるようにしながらそれが表現につながるような身体表現や、ゆっくりとした動きの表現、あるいは繊細な音に注目するようなワークを実施するなど、感染対策を取った上で児童の豊かな文化体験の機会となるよう工夫しながら事業を実施した。
20	次世代育成事業助成	文化デザイン課	家庭や学校や習い事とは別の場所でアーティストや、同世代の仲間たちと一緒に楽しい時間を過ごす中で、創造力・表現力・発想力・コミュニケーション力を磨きながら、健やかな身体と感性豊かな心を育みます。	区内の子どもたちが気軽に美術や音楽、ダンスなど、様々な芸術に触れ、親しみ場と機会を提供します。（としま未来文化財団助成事業）	コロナ禍においてもアートに触れられる機会を可能な限り作り出すことを目的として新しい事業形態にチャレンジした。 ①「アートサーカス」としてこれまで対面でワークショップを実施していたものはオンライン化し、音楽とコマ撮りアニメーションをZOOMを利用して行った。音楽は音を集めるワークショップを実施したが、ZOOMではできることに制限があり、難しい部分もあった。逆にコマ撮りアニメーションは普段対面が難しい子どもでも参加できるオンラインの新しい可能性が感じられた。 ②0歳～2歳児の親子対象のミニシアターやワークショップは感染対策を万全にし、屋外や広い空間での実施に変更し、参加者数を絞って対面実施にこだわった。毎回2～3倍の応募があるため、コロナの影響で親子で出かける場所が少なくなって孤立化することがないよう、親子の交流の場づくりに寄与した。 ③こどもスクップやこども食堂などにアーティストを派遣するアウトリーチ事業は休止し、アートキットを配布しWeb環境が整っていない家庭でもできるアート体験の機会を創出した。キットを使った作品を募集し、アーティストに大きなパネル絵にもらい、区内施設の巡回展示を実施した。 ④こども日本舞踊教室では、感染対策を万全にし、対面での稽古を実施。発表会は家族や関係者のみに限定し行った。コロナ禍でも体験の場を求められており、5倍の応募があった。
21	アトカル・マジカル学園	文化デザイン課	親子や家族がアート・カルチャーに触れる機会を応援します。	「変身」をキーワードに演劇・ダンスの手法を使ったプログラム「マジカルへんじん教室」親子が同級生になって授業を楽しむ「としまおこ小学校」など、子育て世代を対象に、ワークショップや演技・演出など舞台芸術を体験する事業を実施します。また、子育て世代のアート体験をサポートする託児所と子どものアート体験が合体した「アート体験支援型託児アートサポート児童館」を実施します。	「としまおこ小学校」では、コロナ対策について事前に参加者へご案内をお送りし同意いただく等、参加者も一緒に意識をもらうように心がけた。会場へ入る前の手洗いの徹底、体調確認、検温、消毒、マスク着用の徹底、毎回アナウンスにて注意喚起等を行った。工夫した点としては、密な接触は親子間のみとし、他者との身体的な接触はなるべく避けるようにしたり、会場を広く取り開放感を心掛けた。「交流」をテーマにしたプログラムのため、他者との接触を無くすことは主旨が変わるため難しいかったが、できるだけ距離感や時間などで密な接触を避けて実施した。また外国にルーツを持つ子どもも歓迎しているが、現状としてこれまで該当者がいない。今後は、告知パンフレットも英語版を作るなどを検討している。また、子ども向けではないが、平成31年に日本国籍以外の方を先生としてお招きし、文化の違いを体験する授業を実施している。 「アートサポート児童館」では、当日、検温の指先消毒の徹底のほかに、事前に会場の消毒を徹底し行った。また基本的に密にならないよう、子どもひとりに対してサポートの大人がひとりのマンツーマン体制を取っている。一方で、マスク着用の徹底を測っているが、時折苦しそうなお姿を見ると成長期の彼らのへの影響が気がかりである。兄弟以外とは交流がない形での実施は彼らの経験の幅を狭めてしまっており、安全性の中でとても悩ましい状況である。また、毎年外国籍の方向けに英語のプログラム説明を用意していることもあり、会話や内容の説明等で不都合が生じたことはない。当プログラムは工作体験がメインのため、国籍に関係なく、言葉を超えて、参加者には楽しんでいただいている。
22	図書館おはなし会・読み聞かせ事業	図書館課	子どもの読書機会の提供します。	子どもの読書活動を推進するため、図書館でのおはなし会をはじめ、区立保育園・幼稚園、小・中学校などを訪問、あるいは図書館に招待しての読み聞かせや、図書館利用の案内などを実施します。また、読み聞かせボランティア育成のための講習会を開催します。	<工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと> ・新型コロナウイルス感染症対策のガイドライン、事業の意図を周知し、事業実施の際は遵守する。 ・感染対策用品を会場に常備。消毒の徹底、少人数競技は各自に消毒液を配布。 ・使用する器具は使用前後で消毒、各自のもの、その他のもので混ざらないようにする。 ・高強度の運動はなるべく控え、マスクの着用を徹底。競技中以外は原則マスク着用。 ・コロナ禍でも、礼儀作法を学ぶこともあり弓道体験希望者は多く、特にシニア層（小中学生）の父兄からの問合せも多かったため、上述感染対策を講じ、実施した。 <事業実施に支障をきたしたこと> ・事業実施の判断を直前まで伸ばしていたため、広報期間の確保が難しかった。 ・緊急事態宣言が長かったせいもあり、多くの事業が中止せざるを得なかったのを楽しみにしていた子供達がかかりました。 ・事業そのものをオンラインで開催することが難しい場合もあり、感染症の拡大状況によっては対面で行なう事業をいくつか中止せざるを得なかった。柔道会の事業はすべて中止。 ・入場者制限のため、「広報としま」等の一般公募はせず。参加者は各チームの声掛けにより募るようになった。新規参加者の機会喪失。 ・令和2年度は、コロナ禍により事業が行われず、新たな審判員発掘が出来なかった。（少年野球） <外国にルーツを持つ子ども達のために特に取り組んだこと> ・外国にルーツをもつ子ども達に対しては、特段効果的な取り組みを実施しているわけではないが、事業への参加希望があれば柔軟に対応していきたい。 ・今回（今年度）の親子弓道教室では、外国人受講生はなし。しかし、全日本弓道連盟では、指導の手引書である「弓道教本」の英語版も作成しており、それを購入して海外からの弓道体験希望者には指導対応している。これまでの一般社会人（外国人）の見学者にはそのような対応しており実績もあり、実際に、当連盟には中国人、台湾人、韓国人、スウェーデン人の会員が現在も加盟している。（弓道連盟）

23	生涯スポーツ推進事業	学習・スポーツ課	年齢や性別を問わず、スポーツに親しみ、楽しめる機会を提供し、スポーツ人口の増加を目指します。	子どもが体を動かすことが好きになるよう各種のスポーツを体験する機会を提供するとともに、地域のスポーツ指導者を対象として、スポーツ理論や実践の講習を行い、スポーツリーダーを育成します。	<p><工夫して取り組んだ点や特に入れたこと></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染対策のガイドライン、事業の意図を周知し、事業実施の際は遵守する。 ・感染対策用品を会場に常備。消毒の徹底、少人数競技は各自に消毒液を配布。 ・使用する器具は使用前後で消毒。各自のもの、その他のもので混ざらないようにする。 ・高強度の運動はなるべく控え、マスクの着用を徹底。競技中以外は原則マスク着用。 ・コロナ禍でも、礼儀作法を学ぶこともあり弓道体験希望者は多く、特にジュニア層（小中学生）の父兄からの問合せも多かったため、上述感染対策を講じ、実施した。 <p><事業実施に支障をきたした点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施の判断を直前まで伸ばしていたため、広報期間の確保が難しかった。 ・緊急事態宣言が長かったせいもあり、多くの事業が中止せざるを得なかったため楽しみにしていた子供達がかかりました。 ・事業そのものをオンラインで開催することが難しい場合もあり、感染症の拡大状況によっては対面で行なう事業をいくつか中止せざるを得なかった。柔道会の事業はすべて中止。 ・入場者制限のため、「広報としま」等の一般公募はせず、参加者は各チームの声掛けにより募ることになった。新規参加者の機会喪失。 ・令和2年度は、コロナ禍により事業が行われず、新たな審判員発掘が出来なかった。（少年野球） <p><外国にルーツを持つ子ども達のために特に取り組んだこと></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国にルーツをもつ子ども達に対しては、特段効果的な取り組みを実施しているわけではないが、事業への参加希望があれば柔軟に対応していきたい。 ・今回（今年度）の親子弓道教室では、外国人受講生はなし。しかし、全日本弓道連盟では、指導の手引書である「弓道教本」の英語版も作成しており、それを購入して海外からの弓道体験希望者には指導対応している。これまでの一般社会人（外国人）の見学者にはそのような対応をしており実績もあり、実際に、当連盟には中国人、台湾人、韓国人、スウェーデン人の会員が現在も加盟している。（弓道連盟）
15	【再掲】プレーパーク事業	子ども若者課	子どもたちが自由に豊かな体験ができる機会の充実を図ります。	子どもが自由に豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク（冒険遊び場）事業を推進します。池袋本町プレーパークの他、身近な地域で冒険遊びなどを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったりと安心できる場所としての機能も併せ持ちます。	緊急事態宣言時に一時開催しない期間はあったが、開催時はマスクの着用や手洗いの声かけを行いながら実施した。子どもが自由に豊かな遊びと多様な体験ができる池袋本町プレーパークでは、紙粘土遊びやどんぐり工作といった、普段と違った遊びを体験ができるイベントを実施した。保育園やスキップで実施した出張プレーパークでは子どもの発想で自由に遊べる、段ボール遊びなど行った。

④学習支援の充実

目標	学習支援が必要な子どもに学習機会を提供します。
内容	区による補習や民間団体による無料学習支援を実施します。

事業の概要					子どもの権利保障に関する項目
事業No.	事業名	担当課	事業目標	事業内容	新型コロナウイルス感染症の影響下で工夫して取り組んだ点や特に入れたこと、また事業実施に支障をきたしたことをご記入ください。さらに、外国にルーツを持つ子ども達のために特に取り組んだことがあればそのことも記入してください。
24	コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援	福祉総務課	子どもの学習習慣の習得を図るとともに居場所となる場を提供します。	コミュニティソーシャルワーカーが関係機関や地域住民、ボランティア等の協力を得て、公共施設において要支援家庭等の子どもの学習支援を行います。	新型コロナウイルス感染症の影響により、学習会の大半が開催中止となったが、一部の学習会では、月に1回お便りを発行し、返信ハガキを同封することにより、ボランティアと子ども達の関係性の継続に努めた。
25	としま未来塾	指導課	コミュニティ・スクールを中心とした地域人材の活用により、学習支援が必要な子どもに学習機会を提供し、学力の定着や高等学校等への進学に繋がります。	様々な事情等により学習習慣が十分に身に付いていない、学習の仕方が分からない生徒の学習をタブレット型PCを活用して支援し、学力の定着や希望する高等学校等への進学に繋がるよう支援を図ります。	緊急事態宣言期間中は事業を中止したため年間開催回数が例年に比べ少なくなったが、実施時には、消毒液・マスクの準備や、密を防いだ会場運営を行った。また、令和3年度に向けて、会場の増やボランティア団体との協議を実施した。
26	小・中学校補習支援 チューター事業	指導課	各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援します。	各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援するため、大学生等を補習支援チューターとして配置します。	緊急事態宣言期間中は事業を中止したため年間開催回数が例年に比べ少なくなったが、実施時には、消毒液・フェイスシールドの準備や、密を防いだ会場運営を行った。
27	ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	子育て支援課	ひとり親世帯の子どもへの学力向上のみならず、世帯の生活向上につなげます。	ひとり親世帯等の子どもに対し、継続的に利用できる学習会を実施し、学習指導、進路、将来の希望等に関する助言、不安・悩みの相談に応じます。また、ひとり親相談員との連携により保護者・家庭等に関する生活支援を行います。	通常2時間を2コマにわけ、半分の人数にして学習を行った。 また、緊急事態宣言下、学級閉鎖期間など来所ができない期間は、オンライン授業も導入し、つながりを切らさないよう努力をおこなった。
28	としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」	福祉総務課	毎月の定例会において、子ども達の学習指導における情報共有と意見交換を実施することで、効果的な支援を実施します。	地域で活動する無料学習支援団体をネットワーク化し、としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」を設立。共通する課題及び効率的な運営のノウハウを共有する場を設けるとともに活動を支援します。	コロナ禍において、3密を防ぐなど対策を行う中で、こども支援においても教室の休止など行わざるを得ない期間もあった。そのような中で、とこネット定例会についてはオンライン開催などの工夫により、情報共有等を効果的に行った。 外国にルーツを持つ子ども達への支援については、ネットワークの構成団体に支援する団体があり、その団体へつなぐなど連携して対応するようにしている。